

一般会計予算決算常任委員会
総務文教分科会記録

令和6年2月28日

【開催日】 令和6年2月28日（水）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時46分

【出席委員】

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 分科会長 | 伊場 勇 | 副分科会長 | 森山喜久 |
| 委員 | 大井淳一郎 | 委員 | 岡山 明 |
| 委員 | 笹木慶之 | 委員 | 白井健一郎 |
| 委員 | 松尾数則 | | |

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|----|------|--|--|
| 議長 | 高松秀樹 | | |
|----|------|--|--|

【執行部出席者】

| | | | |
|------------------|-------|--------------------|-------|
| 副市長 | 古川博三 | 総務部長 | 辻村征宏 |
| 総務課長 | 河田圭司 | 総務課主幹兼危機管理室長 | 奥田孝則 |
| 総務課総務法制係長 | 田島正秀 | | |
| 総務部次長兼人事課長 | 古屋憲太郎 | 人事課課長補佐兼人事係長 | 福田智之 |
| 人事課給与係長 | 室本 祐 | 人事課給与係主任 | 長村知明 |
| 税務課長 | 大井康司 | 税務課課長補佐 | 桑原 睦 |
| 税務課市民税係長 | 山根和之 | | |
| 消防課長 | 橋本俊昭 | 消防課課長補佐 | 乾 博 |
| 消防課消防庶務係長 | 縄田良弘 | 消防課消防団係主任 | 山本雄大 |
| 企画部長 | 和西禎行 | 企画部次長兼デジタル推進課長 | 山根正幸 |
| 企画課長兼PPP/PFI推進室長 | 工藤 歩 | 企画課主査兼PPP/PFI推進室主査 | 福田淑子 |
| 財政課長 | 山本 玄 | 財政課主幹 | 別府隆行 |
| 財政課財政係長 | 江本洋治 | 財政課調整係長 | 原川寛子 |
| 財政課管財係長 | 磯山 聡 | | |
| デジタル推進課主幹 | 村上信一 | デジタル推進課課長補佐 | 佐貫政彰 |
| デジタル推進課デジタル政策係長 | 山下 弘 | デジタル推進課情報管理係長 | 藤田弘太郎 |

| | | | |
|-------------------|-------|------------------------|------|
| 協創部長 | 篠原正裕 | 協創部次長兼市民活動推進課長 | 河上雄治 |
| 市民活動推進課主幹 | 西崎大 | 市民活動推進課市民活動係長 | 竹森和貴 |
| 市民活動推進課地域交流センター係長 | 増本順之 | シティセールス課長 | 村田浩 |
| シティセールス課広報係長 | 福田麻奈美 | シティセールス課ふるさと納税促進係長 | 田中裕介 |
| 文化スポーツ推進課長 | 原田貴順 | 文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 | 三浦裕 |
| 文化スポーツ推進課文化振興係長 | 別府奈緒美 | 文化会館長 | 山本修一 |
| 山陽総合事務所長 | 川崎信宏 | 地域活性化室長 | 麻野秀明 |
| 地域活性化室主任 | 河田佳代子 | 市民窓口課長 | 梶間純子 |
| 市民窓口課主幹 | 藤上尚美 | | |
| 教育長 | 長友義彦 | 教育部長 | 藤山雅之 |
| 教育総務課長 | 浅川縁 | 教育総務課主幹兼学校施設係長事務取扱い | 熊野貴史 |
| 学校教育課長 | 長谷川裕司 | 学校教育課主幹 | 佐野崇幸 |
| 学校教育課主査 | 三藤恵子 | 学校教育課学務係長 | 三浦泰平 |
| 学校教育課学務係主任 | 大江祥代 | 学校給食センター所長 | 和田英樹 |
| 学校給食センター主査 | 日浦操 | | |
| 社会教育課課長補佐 | 安藤知恵 | 中央図書館長 | 山本安彦 |
| 中央図書館副館長 | 増富久之 | | |
| 選挙管理委員会事務局長 | 亀田政徳 | 選挙管理委員会事務局次長 | 渡邊俊浩 |

【事務局出席者】

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 事務局次長 | 中村潤之介 | 議事係長 | 山田寿実子 |
|-------|-------|------|-------|

【審査内容】

- 1 議案第1号 令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）について

午前9時 開会

伊場勇分科会長 皆様おはようございます。ただいまより一般会計予算決算常

任委員会総務文教分科会を開会いたします。始めるに当たって、松尾委員より遅参の申出が出ておりますが、定足数に達しておりますので、このまま進めてまいります。審査内容については、議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）についてです。初めに訂正があるということですので、執行部からの説明を求めます。

和西企画部長 議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）に係る関係資料に一部誤りがございましたので、この場を借りて、お話をさせていただければと思います。まずもっておわび申し上げます。それでは、内容につきましては財政課長から申し上げさせていただきます。

山本財政課長 補正予算の審査前にお時間を頂きましてありがとうございます。このたびの補正予算につきまして、昨日、急遽正誤表をお配りさせていただきました。議案の附属資料に訂正すべき点がございましたので、少し説明のお時間を頂けたらと思います。恐れ入りますが、正誤表を御覧ください。まず、このたびの正誤表の内容でございますけれども、補正議案の関係資料となります歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出におきまして、補正額の財源内訳欄の数値に一部誤りがありましたことから、これを訂正するものとなっております。誤りのありました箇所につきましては、正誤表にも記載しておりますとおり、議案書の48ページ、10款教育費、2項小学校費、1目及び3目における財源内訳欄の市債と一般財源でありまして、正誤表では、該当部分にはそれぞれ下線を引いてお示ししております。なお、このたびの誤りは、事務処理の過程において、本来3目に充当すべき財源を誤って1目に充当処理したことによるものでございまして、2項小学校費の財源内訳以外に影響が出るものではございません。以上訂正の御報告をさせていただきましたが、今後このような誤りがないよう、正確な事務処理に努めてまいりたいと思います。このたびは大変申し訳ございませんでした。

伊場勇分科会長 訂正についての説明が終わりましたので、審査番号1に入ります。総務部から歳出に係る説明を求めます。

古屋総務部次長兼人事課長 それでは予算書の26、27ページを御覧ください。2款1項2目人事管理費、18節派遣職員給与費負担金の補正についてですが、これは、現在、県より、本市の商工労働課に職員を1名派遣していただいております。その方の人件費につきましては、全額、市が負担するということになっており、このたび、その額が確定いたしましたので、980万6,000円を増額補正させていただくものでございます。

河田総務課長 それでは、総務課分について御説明いたします。いずれも決算を見込んで予算の減額をお願いするものです。補正予算書の26、27ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費の光熱水費557万円の減額は、年度末までの電気料金を減額するものです。これは、当初令和5年9月分までとされていた国による激変緩和措置が令和6年5月分まで延長されたことによるものです。続きまして、28、29ページを御覧ください。14目防災費、12節委託料の監理委託料493万円の減額、14節工事請負費7,300万円の減額は、防災情報伝達システム整備工事、いわゆるJアラートに連動する防災スピーカーの整備工事に関して、落札額や工事実績に基づく不用額を減額するものとなります。同じく防災費の17節備品購入費の機械器具費700万円の減額は、防災無線機の更新事業に関して、落札額に基づき不用額を減額するものとなります。31日本庁舎改修事業費、12節委託料の設計委託料975万2,000円の減額は、来年度に工事を予定しております倉庫等の建築・解体のための設計業務委託料について、落札額に基づき不用額を減額するものとなります。本庁舎レイアウト整備業務委託料239万9,000円の減額は、引っ越し業務等に係る費用の見通しがついたことから、不用額を減額するものとなります。ページを進めていただきまして、30、31ページの一番上の表になり

ますが、14節工事請負費4,221万3,000円の減額は、改修工事に係る費用を見込んで不用額を減額するものとなります。17節備品購入費の庁用器具費916万2,000円の減額は、レイアウト変更に伴うキャビネット等の購入に要する費用の見通しがついたことから、不用額を減額するものとなります。また、これらの歳出の減額に併せまして、特定財源に係る歳入についても減額を行うこととしております。補正予算書の20、21ページを御覧ください。上から3段目の表になりますが、19款繰入金、1項基金繰入金、13目新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金、1節新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金378万7,000円の減額のうち、175万3,000円を減額しております。これは、会派室の仕切りブースや、本館2階のサテライトブースの設置に係る経費の財源としているものです。ページを進めていただきまして、22、23ページを御覧ください。22款市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債のうち、防災設備整備事業債を7,800万円、庁舎整備事業債を4,580万円それぞれ減額しております。総務課からの御説明は以上となります。

伊場勇分科会長 続いて税務課、お願いします。

大井税務課長 税務課から説明させていただきます。補正予算書の30、31ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、12節委託料のシステム改修委託料を405万8,000円増額しております。これは令和5年12月22日に税制改正大綱が閣議決定され、令和6年度に1人当たり4万円の定額減税、内訳として国税の令和6年分所得税3万円、地方税の令和6年度分個人住民税1万円を減税することとなったことから、地方税部分の対応を当初賦課に間に合わせるためシステム改修を実施するものです。続きまして、特定財源につきまして説明させていただきます。補正予算書の16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4

05万8,000円を全額充当することとしております。続きまして、補正予算書の7ページをお開きください。第2表「繰越明許費補正」です。システム改修作業につきましては、5市2町の山陽小野田市、宇部市、防府市、美祢市、長門市、周防大島町、和木町で実施しております。「やまぐち自治体クラウド」の中で実施することとなっておりますが、令和6年3月中にシステム改修の一部が終了しませんので、表の一番上にありますように事業名「税務基幹システム改修事業」として繰越明許費を設定しております。なお、当初賦課に係るものにつきましては3月中に終了します。税務課からの説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 続いて消防課、お願いします。

橋本消防課長 続きまして、補正予算書の46、47ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費につきましては、予算現額10億105万6,000円を1,174万3,000円増額し、10億1,279万9,000円とするものです。これは宇部・山陽小野田消防組合費分担金について、救急件数増加に伴う医薬材料費の増加、給与改定に伴う給料等の増額、光熱水費（後刻「燃料費」に訂正）の増額及び基準財政需要額確定に伴う分担金負担割合の増加により増額するものです。続きまして、2目非常備消防費につきましては、予算現額6,743万4,000円を550万円減額し、6,193万4,000円とするものです。これは1節報酬、消防団員報酬の減額で、消防団員が条例定数に達しなかったこと及び火災や風水害等の災害出動が想定を下回ったことによるものです。続きまして、3目消防施設費につきましては、当初予算3億1,568万円を5,607万1,000円減額し、2億5,960万9,000円とするものです。これは山陽消防署埴生出張所整備事業に関わる入札減が主な理由で、12節委託料、監理委託料、家屋調査業務委託料、設計意図伝達業務委託料、14節工事請負費、工事請負費に係る不用額を減額補正するものです。これについては、特定財源

を充てておりますので、22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、7目消防債、1節消防債、消防施設整備事業債を事業費の入札減に伴い4,910万円減額し、1億5,050万円とするものです。消防課からは以上です。審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、歳出に係る質疑を求めたいと思います。挙手にてお願いいたします。まず、人事課のほうからございませんか。商工労働課に来ていただいている方の給与が確定したということです。なければ次に行きます。総務課の内容で質問がある方は挙手にてお願いいたします。

森山喜久副分科会長 27ページの1目一般管理費、需用費の光熱水費は、今回減額という話になっていますが、その辺の説明をお願いします。

河田総務課長 御質問がございました光熱水費のうちの電気料金の減額ですが、先ほど少し御説明させていただきましたが、原油価格の高騰に伴いまして、電気料金といったものについて、国が電気事業者に直接助成をして、全ての電力需要家、一部の特別高圧とかは除きますけれども、需要先の電気料金を引き下げるという措置を取っております。この制度が当初、昨年9月分までということで予定されておりました、その先10月以降は補助率が半分になるという制度でした。しかしながら、高騰している経済情勢が継続しておりましたので、国で補助率をそのまま継続するということがございました。結果として本市の電気料金も軽減させていただいて、減額できるようになったというところでございます。

森山喜久副分科会長 参考に、今まで例年の電気料の使用料に比べて、増減的には増えている状況ですか、維持されている状況なんですか。

河田総務課長 工事の状況で、若干、今年度前後等はございますけれども、この助成の制度に伴いまして、伸び率といいますか、価格高騰に伴う伸び

率は軽減されておりますので、若干の増はございますけれども、その伸び率が抑えられております。

岡山明委員 今回の件なんですけど、私よく分からないんですよ。今回、補正を見て、地域交流センターも皆一緒なんですけど、全ての建屋関係の光熱費関係が全部減になっているんです。そういういきさつの下で今お話されたので、法律で下げられたとか、また上がったとか、その辺もう少し詳しく教えていただければと思うんです。

河田総務課長 他の施設の利用状況で増減がありますので、一般論として答えさせていただきますと、昨今の原油価格の上昇とか、ウクライナ情勢とかがございまして、電気料金はかなり上昇しています。そうした中で、国の経済対策としまして、経済産業省で、こういった電気料金の値上がりによる国民負担を何とか抑えたいという政策がございました。そうした中で電気事業者、この辺で言いますと中国電力になりますけれども、国が直接電力会社に助成すると、結果として、電気を使用されているお客様の負担も下がります。そういった国の補助制度を使って、皆さんの電気料金を安く済ませることができるという制度になります。

伊場勇分科会長 分かりました。予測していた補助制度が延びた結果、予算を取っていた分がかからなくて済むという話ですね。

岡山明委員 今回は国の施策として、電気料金を値下げしているという状況で、国から電力会社に対して補助をするということで、その分電気料金が下がったという考え方でいいということですね。あくまでも国の援助があったということですね。

河田総務課長 そのとおりでございます。

森山喜久副分科会長 28、29ページに行っていていいですかね。（「どうぞ」

と呼ぶ者あり)防災費になりますが、工事請負費は入札の落札減等で7,300万円下がったという話だったと思うんですけど、当初はどれぐらいだったんですか。

奥田総務課主幹兼危機管理室長 工事請負費の当初予算は2億3,260万8,750円計上させていただいておりました。監理委託料につきましては、900万円ほど計上させていただいておりました。以上となります。

森山喜久副分科会長 今言われた2億3,000万円という中で、トータルでは今回、工事請負費では7,300万円で、約30パーセント下がっているんですけど、物価高騰という反面、落札のほうも含めて下がっているという状況は理解ができないんですよ。その辺丁寧に説明をお願いします。

河田総務課長 こちらの工事は、Jアラートスピーカーの整備ということで整備をしておりますけれども、設置している場所によりましては、当初見込んでおりました設置方法から、現場の状況に合わせて減額することができた場所がございました。スピーカーを設置するのに、市有地でしたらそこまで設備費がかかりませんが、そうでないところはフェンスで囲ったり、基礎工事でもっと深く掘ったり、当初そういったところを予定しておりまして、それが全ての箇所が必要になるであろうという想定で予算を積算しておりました。実際、現場調査をする中で、そこまでの工事が不要で、減額できる場所がございましたので経費を削減し、このような不用額が出たというところでございます。

白井健一郎委員 同じく28ページ、14目防災費、17節備品購入費が、700万円の減額となっておりますが、これはなぜ余ったのでしょうか。

河田総務課長 こちらは防災無線の機械の更新で、入札を行う中で、入札に必要な予算の見積りを業者から取っておりましたけれども、やはりこちら

も、業者の競争の原理が働いたというところが一つ。それから、当初見込んでおりました半導体不足による機器等の価格の上昇がある程度落ち着いてきて、抑えられた結果と考えております。

森山喜久副分科会長 31日本庁舎改修事業費に移らせていただきます。こちらで設計委託料、本庁舎レイアウト整備業務委託料含めて、それぞれかなり減額されていると思いますが、改めて説明をお願いします。

田島総務課総務法制係長 まず委託料の減額になりますが、こちらは本庁舎の敷地内の老朽化した建物の解体であったり、その代替建物の建設設計であったりに関するものでございまして、今年度入札を行いましたところ、落札による不用額が発生したというところで減額になったものです。これは競争原理が働いたというところですが、そちらとレイアウト整備業務委託料の減額につきまして、令和4年度と5年度の2か年事業というところで契約をしております中で、工事に伴って変更等も加味して予算を計上しておりましたが、業者などの御協力もありまして、工事に合わせたレイアウト整備の進捗が可能であったというところから、問題なく業務が進むことができまして、その点不用額が発生したというところでございます。以上でございます。

森山喜久副分科会長 次のページの30、31ページの工事請負費、こちらも当初から見込んでいて、今回4,100万円下がったのか、その辺を説明してください。

田島総務課総務法制係長 工事請負費につきましても、令和4年度からの2か年事業契約で進めさせていただいております。こちらでも工事進捗等が順調にいきまして、こちらは特に工事で物価等の上昇が多ければ、インフレライド制度というところで、工事業者から、また、国と県の指示からというところで、増額での契約変更等の可能性があるというところで予算計上しておりました。工事も、進捗的には順調にいきまして、また

業者の方からもそういった申出もございませんでしたので、インフレスライドに伴う金額変更増額がないというところで、不要予定となりました金額については減額させていただくというところでございます。以上です。

森山喜久副分科会長 確認ですけれど、令和4年度、5年度での工事ということで、全体で契約をしているかと思うんですよね。その分で、それとプラスアルファして、可能性があるから増額した状況の中で、当初予算で上げていたという理解でいいんですかね。

田島総務課総務法制係長 当初、令和4年度に契約した金額から、令和5年度までの物価上昇に関するインフレスライド分を加味した予算計上させていただいておったというところですよ。

森山喜久副分科会長 それは、逆に補正予算で考えていなかったんですね。あくまで当初で加味していたということですかね。

田島総務課総務法制係長 一定以上増額がある場合には、当然、その契約についての変更の議決が必要となるというところもございますけども、物価上昇への対応というところは、当初から見込まれることがあったというところで、当初から予算を計上しているところでございます。以上です。

笹木慶之委員 それでは27ページの派遣職員の給与費の負担金の件に関連してお尋ねします。

伊場勇分科会長 人事課分は終わりましたが、一回戻ります。

笹木慶之委員 その関連があるんですが、この全体の姿が見えないものがあります。この派遣事業の姿が見えないので、もう少し説明してください。

古屋総務部次長兼人事課長 県からの職員の派遣については、今から6年ぐらい前に、シティセールス課を設置したときに、初めて派遣していただいて、2年ごとということになりなりますけども、今回は3人目になります。今、本市から県の企業立地推進課に職員を1人派遣しておりますので、一応その代わりというような位置づけで派遣していただいているということでございます。

笹木慶之委員 そうなると、全体的には今何人派遣しているんですか。

古屋総務部次長兼人事課長 本市に派遣していただいているのは1名ですが、本市から県に派遣しておりますのは、市町課に1名、企業立地推進課に1名、あと後期高齢者医療連合に2名ほど派遣しております。

伊場勇分科会長 税務課、消防課のほうにも入ろうと思いますが、質疑ございませんか。

岡山明委員 28ページの31目です。ここで庁舎改修事業の部分で、委託料の中で、設計委託料で1,000万円近い減が出ているんですけど、今の時点で設計の減が出るという理由が分からないんですけど、それをお聞きします。

伊場勇分科会長 内容について説明があったと思いますが、もう一度お願いします。

河田総務課長 改めて御説明させていただきますと、これは本庁舎の改修工事に伴うものではございません。来年度以降に予定しております、この本庁舎の外側周辺に、倉庫などで古いものがございまして、そういったものを解体して更新することに必要になる設計をお願いしております、予算を減額するということでございます。

森山喜久副分科会長 税務課のほうに移らせてもらって、30、31ページで、システム改修委託料は今回増額という話だったと思うんですが、実際、今税務課のシステムは一つだけなんですか。幾つかあるんですか。

山根税務課市民税係長 メインで使っているのがCOKAS-R/ADⅡというやまぐち自治体クラウドで使っている基幹システムがあります。それに付随するものではございませんが、確定申告の支援システムと資料のシステムを使用させていただいております。主にはその三つになるかと思えます。以上です。

森山喜久副分科会長 今回システム改修の委託という形で、最初に言われたメインで使われているやまぐち自治体クラウドだということによろしいんですかね。

山根税務課市民税係長 おっしゃるとおりです。

森山喜久副分科会長 繰越明許費で出ている税務基幹システム改修事業と、このシステム改修委託料は一致しているということによろしいんでしょうか。

伊場勇分科会長 説明にもあったんですけど、令和6年中に完了する……その辺の説明が僕もよく理解できなかつたんですよ。説明をお願いします。

大井税務課長 3月までに改修するのは、令和6年分の賦課に間に合わせるために改修するものでございます。それ以外のものにつきまして、今年の秋までに改修するようになります。内容といたしましては、調査ものに対応するような機能とか、令和7年度に続けてやる分についての改修になります。

森山喜久副分科会長 どうしても予算書の説明の中に、システムと書かれるん

ですね。システムと書かれるのは分かるんですけど、それが税務基幹システムなのか、それ以外のシステムなのか。例えば、今、税務課で言えば、情報管理のところとか、ほかのところでもいろいろなシステムがあると思うんですよね。その中でシステムと一つでまとめられてもちよっと分かりにくいです。これは要望になりますが、今後そういった説明ないし、説明書きのところにその辺を分かるようにしてもらえたらありがたいなと思います。

大井淳一郎委員 消防団員の報酬の説明がありました。定数と、現員数の状況を教えてください。

山本消防課消防団係主任 現在定数は、条例定数が全体で485名ですが、令和6年2月1日時点で団員数が389名となっています。おおよそ8割です。

大井淳一郎委員 今、389人と報告ありましたが、ここ二、三年で、充足率の傾向はどのようになっているのでしょうか。

山本消防課消防団係主任 近年で言いますと、4月1日時点で、令和3年が404人、令和4年が397人となっております。令和5年が378人となっております。以上です。

大井淳一郎委員 減少傾向という報告がありましたが、これは定数自体が多過ぎるのか、それとも団員がやはり様々な事情で減っていつているのか、この傾向についてどのように分析されていますか。

橋本消防課長 要因的には両方可能性があると思います。消防団の合併当初で積算した数が485人になっています。当然、それから自然減と入ってこないというのが主な理由ですので、どうしても入団が促進できていないというのがやっぱり現状だと思っています。

森山喜久副分科会長 消防団員報酬の関係を含めてなんでしょうけど、先ほど条例定数に満たないというのと、出動は想定件数よりも少なかったという話があったと思うんですが、実際どれぐらいの想定で、今回どれぐらいの出動だったのか、その辺教えてもらえますか。

橋本消防課長 予算のときの想定が、年間多い場合は大体300件ぐらいは出るということで、風水害含めて想定しておりましたけども、令和5年度は火災が59件で、風水害が4件ということで、風水害が想定よりも少なかったという感じです。

森山喜久副分科会長 そちらは理解しました。あと、宇部・山陽小野田消防組合費分担金の増加の理由です。医薬材料とか人件費の増のところで、光熱水費も増額という説明だったと。聞き間違いかもしれませんが、その辺もう一度教えてもらっていいですか。

縄田消防課消防庶務係長 先ほど光熱水費と申し上げましたが、これは燃料費の間違いでございます。訂正させていただきます。救急件数の増加によりまして、燃料費が増額したということです。

森山喜久副分科会長 あと、負担割合的な部分で、山陽小野田市のほうが増えたとかの状況ではなく、あくまで全体的に費用が上がったというところで理解していいんでしょうか。

縄田消防課消防庶務係長 負担割合は基準財政需要額により上がりましたので、全体的に費用が上がったという形になります。負担割合が、予算要求した時点では33.7%で予算要求しておったんですけれども、令和5年度の割合が34%に確定したことにより、全体的に増加したということでございます。

森山喜久副分科会長　ちなみに、33.7%が34%に上がったのは、もともとは概算で請求していた状況は精査されたという結果なんですか。

縄田消防課消防庶務係長　予算要求の時点では、令和5年度の基準財政需要額というのが確定しておりませんので、前年度の割合で算定するような形になります。令和5年度が確定した時点で補正させていただくという形になります。

伊場勇分科会長　そのほか質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ審査番号①を終わります。ここで9時50分まで休憩いたします。

午前9時42分　休憩

午前9時50分　再開

伊場勇分科会長　それでは休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号②、企画部に関わるのところについて（1）歳入に係る説明を執行部に求めます。

山本財政課長　それでは、議案第1号令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第11回）における歳入のうち一般財源につきまして御説明いたします。補正予算書の14、15ページをお開きください。まず初めに、ページ上段の6款1項1目1節の法人事業税交付金の補正につきまして御説明いたします。こちらは県税交付金でありまして、県に納付されました当該事業税の7.7%が市町に配分されるものでございます。補正前の予算額1億4,500万円につきましては、国が示す伸び率や直近の実績等に基づきまして当初予算に計上したものでございますが、このたび、県から当該交付金の決算見込について情報提供がございましたので、その数値を踏まえまして、1,200万円を減額し、補正後の額を1億3,300万円とするものでございます。続いて、7款1項1目1

節の地方消費税交付金の補正につきまして御説明いたします。こちらも県税交付金として、県に納付されます地方消費税の2分の1が市町に配分されるものでございます。このたびは、県から当該交付金の交付見込額が示されましたことから、その数値を踏まえまして、1,000万円を減額し、補正後の額を14億4,000万円とするものです。次に、11款1項1目1節の地方交付税でございますが、こちらにつきましては、事前に参考資料を提出しておりますので、あわせて御覧いただけたらと思います。このたびの補正は、令和4年度の国税決算等の増額により、国において令和5年度普通交付税の追加交付が決定されたことに伴うもので、本市におきましては、1億6,211万4,000円が追加交付されましたことから、当該追加分について増額し、補正後の額を84億2,528万4,000円とするものです。なお、このたびの追加交付額のうち8,851万9,000円につきましては、お手元の資料にもお示ししておりますように、令和6年度及び令和7年度の普通交付税において措置されるべき臨時財政対策債の元利償還金について、その一部が前倒しで交付されるものでございます。従いまして、後に歳出でも御説明いたしますが、この前倒し分とされる8,851万9,000円につきましては、減債基金に積み立て、令和6、7年度にこれを取り崩しまして、臨時財政対策債の償還財源として活用することといたしております。続きまして、20、21ページをお開きください。ページ中ほどにあります19款1項1目1節の財政調整基金繰入金の補正につきましては、このたびの補正における財源調整として行うもので、3億5,542万8,000円を減額し、補正後の額を12億6,347万8,000円とするものです。なお、このたびの補正によりまして、財政調整基金の令和5年度末の予算上の残高は、39億8,503万8,000円となります。最後に、24、25ページをお開きください。23款1項1目1節の自動車取得税交付金につきまして御説明いたします。当該交付金につきましては、県税であります自動車取得税の一部が市町に交付されるものですが、当該県税につきましては、令和元年9月末で廃止されており、本来であれば歳入予算への計上は想定されないとところで

ございます。しかしながら、報道等で御記憶の方もいらっしゃるかとは思いますが、令和4年3月に発覚いたしました日野自動車株式会社の排出ガス性能試験等における不正問題に起因し、このたび山口県において、同社に対し自動車取得税の追加徴収が行われ、予期せぬ形で当該交付金が交付されることとなりましたことから、新たな款を設定し、これを歳入予算に計上するものです。なお、このたび計上いたします170万円につきましては県より情報提供のありました交付見込額を踏まえ計上しております。一般財源に係る説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 歳入にかかる説明が終わりました。歳入に係る質疑を求めます。

大井淳一郎委員 先ほど説明いただきました財政課提出資料なのですが、臨時財政対策償還基金費の追加ということで、「88519」とあるのですが、その下の3項の基金残高、これを積み立てて取り崩してということなのですが、「88519」じゃなくて「88559」になっているのですが、これはどういう意味なのでしょうか。

山本財政課長 この「88559」の中には当初予算に計上しておりました利息の積立てが若干含まれておりますので、一致しないというところでございます。

伊場勇分科会長 そのほか質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、歳出に移りたいと思います。まずはデジタル推進課から説明をお願いします。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 それでは、予算書26ページを御覧ください。2款1項4目、情報管理費1,753万2,000円の補正について御説明します。補正前2億5,299万1,000円に対して、補

正後は2億3,545万9,000円となります。節及び特定財源につきましては、事業ごとに御説明いたしますので、補正予算事業別資料の資料1を御覧ください。資料①情報システム標準化・共通化事業ですが、この事業は、標準化法に基づく標準化基本方針により、自治体が使用する住民情報を基本とする業務システムにおいて、令和7年度末までに指定された20業務を国が定める標準仕様書に基づく標準準拠システムへ移行するものです。準備作業として、現行の業務システムと標準仕様書に定める機能に差異があつて、業務の運用に支障を来さないかの比較分析を行っております。標準仕様書の開示の遅れに伴い、一部の作業が令和6年度対応となったため、12節委託料、電算委託料の71万5,000円を減額いたします。これに係る補助金ですが、予算書20、21ページを御覧ください。21款4項3目2節のデジタル基盤改革支援補助金の71万5,000円を減額いたします。資料1へお戻りください。

資料②内部情報系システム整備事業（システム更新）ですが、この事業は、平成30年1月から稼働している内部情報系システムの保守期限が到来するため、ハードウェア及び基本ソフトであるオペレーティングシステム、主にこのたびはウィンドウズ製品の更新を行うものです。システム更新に当たり、電子メールやスケジュールなど内部情報を扱うグループウェアシステムにおいて、保守期限の延長が可能となり、更新が不要となったため、12節委託料、システム改修委託料143万円を減額いたします。13節使用料及び賃借料379万6,000円は、内部情報系システム更新に係る入札における落札減216万4,000円及び関連するライセンス調達にかかる入札における落札減163万2,000円を減額いたします。続きまして、資料③内部情報系システム整備事業、システム保守の部分ですが、この事業は、先ほど説明しました②のシステム更新に係る旧システムの保守委託料です。内部情報系システムの更新が12月末で完了したため、旧システムに係る12節委託料、電算機保守委託料183万円を減額いたします。続いて、資料④ネットワーク整備事業（庁舎環境改善関連）です。この事業は、本庁舎環境改善対策工事に併せて庁内のネットワーク配線を改修するものです。ネット

ワーク配線の改修範囲が確定したため不要となった12節委託料、工事委託料のうち247万7,000円を減額いたします。資料⑤ネットワーク整備事業（市光ケーブル支障移転「旭町」）です。この事業は、旭町のガス管敷設工事において支障となった市光ケーブルを令和4年度に仮移設を行い令和5年度に本移設を行うものです。なお、移設にかかる費用は山口合同ガス株式会社から補償されます。令和5年度の市光ケーブルの本移設が、ガス管敷設工事の延伸に伴い、不要となった12節委託料、工事委託料のうち652万7,000円を減額いたします。これに係る補償金ですが、予算書20、21ページを御覧ください。21款4項3目2節の雑入金のうち652万7,000円を減額いたします。資料1へお戻りください。資料⑥ネットワーク整備事業（市光ケーブル支障移転「有帆新橋」）です。この事業は県道小野田美東線新橋橋梁補修工事において支障となった市光ケーブルを平成27年度に仮移設し、工事完了後の令和5年度に本移設を行うものです。なお、移設にかかる費用は県道を管理する山口県から補償されます。移設工事において、既設の光ケーブルを再利用したため不要となった12節委託料、工事委託料のうち75万7,000円を減額いたします。これに係る補償金ですが、予算書20、21ページを御覧ください。21款4項3目2節の雑入金のうち21万1,000円を減額いたします。歳出と歳入の差につきましては、既設の光ケーブルを再利用したため、補償金から光ケーブルの経年劣化による減耗相当額の控除がなくなったため、差が生じています。情報管理費の御説明は以上です。続きまして、予算書26ページを御覧ください。2款1項9目企画費1,185万7,000円の補正について御説明します。補正前1億796万1,000円に対して、補正後は9,610万4,000円となります。節につきましては、事業ごとに御説明いたしますので、補正予算事業別資料の資料2を御覧ください。資料⑦デジタル化推進事業です。この事業は、本市のデジタル化を推進するため、主に、デジタル専門人材の支援を受けながら進めるものです。昨年度までは、デジタル推進室長として、日本情報通信株式会社からデジタル専門人材を常勤で派遣していただき、デジタル推進室の

業務全般について支援をしていただきました。今年度は、デジタルアドバイザーとして、生成AIの市の業務への導入を中心に、必要に応じてふさわしい方を都度派遣していただく委託契約にすることにしました。常勤から、業務に応じた非常勤に変わったことで不要になった18節負担金、補助金及び交付金328万7,000円を減額するものです。資料⑧山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業です。この事業では、市民にスマートウォッチを貸与し、日々の健康データや生活習慣を記録していただきます。そして、その健康データを収集、分析した上で健康状態を可視化し、健康に対する意識の向上、生活習慣の改善等の行動変容を促すスマイルエイジングの取組です。また、山口東京理科大学と連携し、データの分析・分析データの活用に取り組みます。今年度から、健康データを収集し、分析、活用するためのデータ連携基盤の段階的構築に取り組んでいますが、開発及び運用を適宜見直す中で委託料の一部が不要となったため、12節委託料のうち、システム開発委託料を44万円、システム運用支援業務委託料153万円を減額するものです。また、山口東京理科大学との連携体制をつくる時点から専門業者による支援が必要と考えていましたが、大学と協議する中で、体制づくりにおいては専門業者による支援が不要となったため、12節委託料のうち、アドバイザー業務委託料660万円を減額するものです。資料⑨デジタルデバイド対策事業です。この事業は、地域交流センターと連携して、高齢者を対象にしたスマホ教室を開催し、デジタル機器への不安を解消するものです。事業実施にあたり、国の補助金「国民のデジタルリテラシー向上事業補助金」を活用することとしており、その金額が確定したため、計上するものです。予算書16、17ページを御覧ください。15款2項1目1節の国民のデジタルリテラシー向上事業補助金に56万7,000円を計上しております。企画費の御説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 続いて企画課ですね。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 それでは、補正予算書9ページをお開きください。債務負担行為補正のうち、LABVプロジェクト民間施設賃借料についてです。令和5年度から令和40年度までを期間とする、LABVプロジェクトにより整備される民間施設の賃借料、総額17億8,752万円につきまして、令和5年度中の契約行為が必要となったことから補正予算にて債務負担行為を設定するものです。LABVプロジェクトにおけるリーディング施設である「Aスクエア」につきましては、令和6年4月1日からの供用開始を予定しており、公園通出張所、会議室6室を含む市民活動センター、福祉センター、地域職業相談室といった4つの公共機能を賃貸借契約により設置することとしています。4月1日からのオープンに向け、準備行為等を行うため3月中の賃貸借契約が必要となること、また、契約期間が翌年度以降に及ぶことから、債務負担行為により予算の裏付けを担保するものです。賃借料について御説明いたしますので別紙資料を御覧ください。Aスクエアにおける学生寮部分を除いた施設の面積は513.72坪で、このうち公共施設が入居する面積は350.12坪、全体に占める割合は68.2%となっております。1階と2階の平面図をおつけしておりますが、赤枠で囲んでいる部分が公共施設部分です。1階に公園通出張所、市民活動センター、小・中規模の各会議室、福祉センター、2階に地域職業相談室、大会議室となっております。A4横の数字の入った資料に戻ります。この施設における家賃の坪単価は10,400円、共益費の坪単価は650円となっております。この坪単価に基づき算出された4施設合計での1か月あたりの賃借料は、425万5,714円を見込んでおり、年間では端数を切り上げ5,107万2,000円を見込んでいます。この年間賃借料に事業期間である35年を乗じた17億8,752万円をこのたび債務負担行為設定額とさせていただきます。入居する公共施設それぞれに係る家賃につきましては、御参考までに内訳としてお示ししております。各施設の家賃を含む事業運営に係る予算につきましては、令和6年度予算として上程しているところであり、当該施設を所管するそれぞれの委員会において御審査いただくこととなります。債務負担行

為に関する説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 続いて財政課からお願いします。

山本財政課長 それでは再び26、27ページにお戻りください。ページ中ほどにあります2款1項8目財産管理費の補正について御説明いたします。まず14節工事請負費250万9,000円の減額は、市が普通財産として南中川町に所有しておりました木造家屋の解体にかかるものでございます。当該物件につきましては、老朽化が進んでおりましたことから、昨年度設計を行い、今年度は解体工事を行うこととしておりましたが、その解体工事も完了いたしましたことから、このたび、不用額について減額するものでございます。続きまして、同じく、8目の24節減債基金積立金8,851万9,000円の増額補正につきまして御説明いたします。このたびの積立では、先に説明いたしました普通交付税の追加交付の趣旨を踏まえまして、その一部を積み立てるものとなります。歳入の説明の際に少し触れましたが、この度追加交付されました普通交付税のうち8,851万9,000円は、令和6年度及び7年度の普通交付税において臨時財政対策債の償還財源として措置される額の一部を前倒し交付するものとされております。具体的には、当該算定額の2分の1に相当する額が、令和6、7年度の普通交付税からそれぞれ控除されることとされておりますので、このたびの追加交付に際しましては、国からもこの前倒し分について、減債基金に積み立てるなど、適切な対応を求められているところです。なお、積み立てた額につきましては、令和6年度、7年度に、普通交付税に代わる財源として、その2分の1相当額をそれぞれ一般会計に繰り入れることで、追加交付の目的に沿った適切な運用を図ることとしております。最後に、52、53ページをお開きください。12款1項2目22節地方債利子の700万円の減額補正につきましては、地方債利子におきまして、令和3年度繰越事業分や令和4年度事業分の地方債の借入手続きが終了いたしましたことから、

決算を見込みまして700万円を減額するものとなります。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので、歳入に関わる質疑について委員からの挙手を求めます。まずデジタル推進課から細かい事業ごとの資料も出していただきました。質疑は挙手にてお願いします。

森山喜久副分科会長 入札の関係で、入札の実施状況を教えてもらえますか。資料1の②で、内部情報系システム整備事業、システム更新で、入札による落札減と言われたんですけど、今の既存のシステムを更新という形で、これは改めて更新なのか、それとも、今既存にありつつ、上乘せ的一部更新なのか、その辺ちょっと分からないんですけど、その辺含めて入札の状況も、入札減が行われた原因も含めて教えてもらえますか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 ②の内部情報システム整備事業の入札状況についてお答えいたします。これについては、先ほど説明もありましたように、行政システムで使っておりますメールサーバーであったり、ファイルサーバーであったり、インターネット系のサーバーの更新でございます。追加に新たに追加したものはございません。既存のシステムの更新になります。入札状況でございますが、これは令和5年賃貸借の債務負担行為の予算を設定しておりまして、入札結果については、総額ベースで申し上げますと、予算額1億4,672万5,000円に対して、入札結果は1億344万1,800円で、この差が4,328万3,200円となっております。今年度分につきましては、3か月分の支払いなので、今年度分の予算額は733万7,000円に対しまして、決算見込額が517万3,000円、この差が216万4,000円の減額補正としております。以上でございます。

森山喜久副分科会長 今回の5年間のシステム更新をするという中での減という理解でいいですか。

藤田デジタル推進課情報管理係長 おっしゃるとおりでございます。

森山喜久副分科会長 素人考えで申し訳ないんですけど、やっぱりシステムの部分で言えば、例えば、ある特定のメーカーが長らく続けていらっしやっつた。そういうときに、他の違うメーカーが、なかなか入りにくいような感じもするんですけど、その辺で入札の公平性など、そういった部分は担保されているんでしょうか。

山根企画部次長兼デジタル推進課長 このたびの入札は成立いたしております。特定の業者ではないというところもでございます。当初から、なかなか技術的に高いものを求めるシステム更新に係るものですが、当然ちょっと市内業者では無理だということで、市外のメーカーやベンダーにお声をかけて入札を行ったということでございます。

大井淳一朗委員 資料2で、企画費になりますが、デジタル化推進事業においては業務委託にしたということなんですが、負担金が減っていますよね。これは常勤から非常勤になったことで減ったということですよ。もう一度説明をお願いします。

佐貫デジタル推進課課長補佐 令和3年度、令和4年度については、デジタル推進室を設置しておりました。日本情報通信から、国の地方創生人材支援制度を通じて、マッチングを受けて、室長を1人ほど派遣していただき、室の統括から業務全般までを受けていただくという形で派遣を受けておりました。これが一応2年間の制度なんですが、2年間の間で一定のデジタル化推進が進んできたことと、あと、そもそも室長の派遣に加えて会社の方皆さんから、必要に応じていろいろバックアップを受けてきたというところがありました。そういった実態を受けて、今年度からは、推進室長の派遣が終わりましたので、今度は個別の事業に応じて、必要に応じて派遣していただくという形に変えたほうが事業としてもや

りやすいのではないかとというところを変えた経緯がございます。以上です。

大井淳一郎委員 その上で必要に応じて業務委託していくというやり方に変わったことは理解しましたが、当初はこれだけということ想定していたのが、328万7,000円減額になっています。想定していたほど、必要とする業務が少なかったと考えているのでしょうか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 当初はなるべくいろいろなところの支援を受けたいというところで、少し多めに予算を取らせていただいたところがあります。ただ、実際に協議をしていただく中で、特に今年は生成AIに関する事業を中心にやっというところ、あるいは、スマートシティを推進するに当たって、今回、別の事業で山口東京理科大学との連携は行っているんですが、そのほかにもし拡大するようなことがあれば、そういったところで支援を受けたいというところで、ある程度事業の内容を絞った上で、契約を結ばせていただきましたので、そういった計算をする中で減少したというところになります。

大井淳一郎委員 その関連にもなるかもしれませんが、8番の山口東京理科大学との協創データ活用にスマートシティ、これは来年度も続くと思うんですが、アドバイザー業務委託は、来年度この分を踏まえて考えてないんですか。アドバイザーを不要とした原因や理由も含めてお答えください。

伊場勇分科会長 協議したという説明がありましたけど、詳しく教えてくれということです。

佐貫デジタル推進課課長補佐 来年度についてよろしいですか。

大井淳一郎委員 そうですね。来年度は多分ないと思うんですけども、今、

伊場分科会長も言われたように、協議したという説明を受けたんですけども、答えられる範囲で、アドバイザーがなぜ不要となったのかということですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 今年度については、当初業務全般というところで想定はしておったんですが、実際に生成AIの業務を導入していこうとか、あるいは、業務改善についてちょっと相談をさせていただくとか、そういったところを、中心にやっていこうというところで委託契約を結んだということになっております。以上です。

伊場勇分科会長 委託契約は結んだんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）アドバイザー業務の委託料については、委託契約を結んだけど、払うことがなかったということなんですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 契約に当たって、そういった業務の内容を協議する中で選定をしていきました。業務するに当たって、どのぐらいの時間が必要か、そういうのを一つ一つ計算した上で、業務の委託料の算定をしました。

大井淳一郎委員 アドバイザーはいるんですよね。いるけど、払ってなかったということですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 申し訳ありません。山口東京理科大学との連携に関するアドバイザー業務というところですね。

伊場勇分科会長 そうです。

佐貫デジタル推進課課長補佐 これについては、山口東京理科大学とデータ活用について連携をしようというところなんです。当初そもそも大学とどのようなデータ連携の体制をつくっていくかという点から、専門業者の支援

を受けたいということで予算を計上させていただいておりました。ただ、実際に大学と直接お話をする機会が何度かありまして、その中で、大学の先生とそういったお話をする場ができたというところ、その中で、どういう体制がいいかというのを相談する場ができました。どのようにするというのがまだ完全には決まっておりませんが、ある程度こういうやり方がいいのではないかという相談をできる仕組みができましたので、特に専門業者の支援は必要なかったというところになります。以上です。

大井淳一郎委員 経緯については理解できましたが、大学との連携があるから、アドバイザーは不要だと判断したんですけれども、それによって、この事業が支障を来さないか、ちょっと心配なんですけど、それについては大丈夫ですか。

佐貫デジタル推進課課長補佐 一応来年度についても予算計上させていただいております。今度、その具体的にデータをどういうふうに扱っていくかとかというような話になったときに、専門業者のデータに関する詳しい専門業者の支援が必要になる可能性もありますので、来年度については予算計上させていただいているところです。

岡山明委員 アドバイザーの業務委託料ということで660万円。今回はそういう専門業者のアドバイスは不要と表現されていますよね。それで新年度、そういう660万円を、大学側への支援という形で予算書の組替えはないですか。

伊場勇分科会長 来年度予算のこの事業は段階的に開発していくということですよ。今の段階ではこの660万円が協議の結果、使う必要がなかったということです。来年度については言える範囲でいいので教えてください。

佐貫デジタル推進課課長補佐 来年度については、これから大学と協議していくことになります。大学の先生に対する報償費を一定程度取っております。そういった中で、大学への支援というのもできればいいのかなと考えております。

岡山明委員 9番のデジタル対策事業ということで、スマホ教室がありますよね。これは国から56万7,000円という金額が出ているという状況で、地域交流センターで事業をするという予算ですか。今までこういう予算なかったかどうか聞きたいんですけどね。

伊場勇分科会長 国からの予算が今までどうだったのかという質問です。

山下デジタル推進課デジタル政策係長 このたびの国民のデジタルリテラシー向上事業に関しましては、今回が初めての事業になります。今まではありませんでした。国からの支出になります。以上でございます。

伊場勇分科会長 今回初めてということですね。

岡山明委員 今回、国から出るということで、各地域交流センターでスマホ教室をされるということです。実際、地域交流センターで、人数はどのぐらいなのか。金額はこれしかないんですよ。それとともに、国の予算と同時に市からの支援という状況は、今の予算でいくと、交流センターでやる場合、結構お金がかかると思うんですよ。そういった形で、ただ国だけの予算という状況ですが、市からの支援でスマホ教室の拡大、推進の考え方はどうなっていますか。

伊場勇分科会長 今年度まだできていないところもあるかもしれませんが、一応この事業の内容について、見込みでもいいので、どういうふうに行われているのかというところだと思います。

山下デジタル推進課デジタル政策係長 今年度に関しましては、各地域交流センターで全5回の講義で教室を開催しております。実績に関しましては、1月から2月に1か月通して行いましたが、延べで783名の方に参加していただきました。参加者に対してアンケートも取りまして、アンケートの結果でいきますと、90%の方が今回の教室に満足されているという結果が出ております。また、今回の教室でちゃんと技術が習得できたかというところもアンケートを取ったところ、94%の方ができた、ややできたという回答を得ており、一定程度の効果があったものと考えております。予算につきましては、150万円の予算を取っており、実績額は、149万9,657円となっております。それに対して、国の補助金は56万7,450円となっております。以上でございます。

伊場勇分科会長 それではLABV企画課の質疑に移りましょう。

白井健一郎委員 資料を見ながら話しています。LABVプロジェクト民間施設賃料についてという資料ですけど、まずこの家賃と共益費はどうやって定めたのか教えてください。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 こちらにつきましては、合同会社の所有する物件に市の公共機能が入居する形となりますので、合同会社で設定された家賃に基づいて、こちらは賃料をお支払いするという格好になります。以上でございます。

白井健一郎委員 契約なのでお互いが納得しなければということで、今のお答えにぴんとかかったんですけども、要するに、こちらの言い分を出さなければ、ずっと契約にならないと思うんですが——いいです。次の質問に行きます。民間施設とありますけど、ここには商工センターと山口銀行が載っていませんよね。それは何か理由があるんですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 本日お示ししております資料につき

ましては、本日の審査内容でございます債務負担行為の設定部分について、御説明するための資料でございますので、山口銀行、それから小野田商工会議所はそれぞれのお支払いとなりまして、市の債務負担行為には関係してきませんから載せていないというところで御理解ください。

大井淳一郎委員 今、白井委員が言わんとすることは、これは山口銀行とか商工会議所の家賃の設定と今回出されているものと同じなのはどうかってことですよ。そこはいかがですか。不公平はないですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 入居する団体につきましての坪単価については一律となっております。

森山喜久副分科会長 それはチャレンジショップも併せてということで理解してよろしいですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 チャレンジショップにつきましては、その性質を考慮いたしまして、坪単価をベースにしたものではなく、チャレンジショップとして独自に設定された家賃が使われると伺っております。

森山喜久副分科会長 それであれば施設面積、公共施設の入居面積については、チャレンジショップは除外されたものが計算されたということでしょうか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 除外という表現で正確か分かりませんが、ベースとなつてまいりますのは、建物全体の施工費等々になってくるとは思いますが、家賃の設定については先ほど申した考え方で設定がなされたという説明になります。

伊場勇分科会長 この坪単価については、妥当な数字だということは市も判

断しているということですか。その確認をします。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 坪単価につきましては、この事業がスタートした際に、こちらから募集した際の要求水準書の中で、坪当たり9,353円という設定を当初していた経緯がございます。ただ、その後御説明させていただく機会がございましたが、昨今の物価高騰も受けまして、一定の価格上昇というのが施工費の上昇も起こることが致し方ないと判断した上での1万400円という単価でございます。こちらにつきましては、ちょっと私もどういう水準にあるのかというのを調べたことがございます。なるべく近い物件がいいなと思ひまして、これ具体的には伏せさせていただきますけれども、実際に民間の物件で、現在貸出しが行われている物件について調べました。建築が2022年に建った建物で、構造が木造でありますので、RC鉄骨造のこのたびの施設とは異なるんですが、そちらの施設についても、坪単価でいうと大体九千二、三百円という設定がなされておりました。築年数が違うことによります物価高の影響や、木造とRC造といった構造の違いなどを踏まえますと、1万400円という単価については、決して法外なものではないと判断しております。

白井健一郎委員 坪単価については納得しました。次に、これは根本的な話になるんですけれども、合同会社が当事者に直接貸さずに、一遍市が借りてそれをまた貸すことになったっていう、これは何のメリットがあるんでしょう。市が、各入居会社の言ってみれば連帯保証をしているようにも見えるんです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 今白井委員は恐らく福祉センターのことをおっしゃられたのかなとも思いますが、この今お示ししている市民活動センター、福祉センター、地域職業相談室、それから公園通出張所、この四つにつきましては、公共の範疇として、市が合同会社から直接賃貸借契約を結んでお借りするようになります。ですので、市の設定

としては、市と合同会社の間で賃貸借契約に基づいて借りた上で、入居する物件だと私は理解しております。

白井健一郎委員 私が言いたいところは、そこではなくて、市が合同会社から一遍借りますよね。そして、またこの団体に貸すわけじゃないですか。今そのお金の説明でしょう。そこで要するに、なぜ合同会社が市民活動センター、福祉センターなどと直接結ばないのかと。市が一遍借りることによって、言ってみれば払う額を市が補償するわけですよね。そういう形になっているようにも見えるんです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 一例で市民活動センターを例に御説明をさせていただきます。こちらについては、市で設置条例を定めた公の施設でございます。市民活動センターというものを市が設置をするわけで、それを実際に市として建設をするのではなく、民間の物件を、賃借料を払うことによって利用して、設置するものでございますので、ほかの団体に転貸しをするというわけではございません。市の公共施設として、借りた物件を使用すると御理解ください。

大井淳一郎委員 今白井委員が権利関係について言われていると思うんですが、市民活動センターは、市が借りてそれを指定管理に出すわけでしょう。ここの辺が複雑なので、分かりやすく説明してほしいんです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 まず、公の施設という点で、条例を設定いたしまして、公の施設を、行政目的を持って設置いたします。これについては、自己資産として、建物を建てて設置することも可能ですが、このたびのような形で、民間の物件をお借りして設置するという、箱物としての設置については、このたびはそういう民間の物件を賃貸借契約によって活用したという点が一つ。それから、また自治法上、公の施設を運営するに当たっては、指定管理者制度を導入することができるとなっております。市民活動センターの運営につきましては、民間の

お力を頂くということを目的に指定管理者制度を管理運営において、導入をしたということでございますので、あくまで公の施設の賃貸借契約で、場所として借りた、ハードとして借りた、ソフト面の運営については、そこに対して指定管理者制度を導入したという区分けになろうかと思っております。

大井淳一郎委員 それでは福祉センターです。これは社会福祉協議会から賃料を取らないでしょう。転貸借でもないと思うんですよね。その権利関係を教えてください。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 社会福祉協議会への貸し方につきましては、私どもの範疇でお答えしづらいと思っております。あくまでも市の福祉センターを設置するということで、民間の施設をお借りするというのが、このLABVプロジェクトにおける福祉センターの借り方でございますので、社会福祉協議会の取扱いというところとあれですが、社会福祉協議会との関係につきましては、所管する部署でしっかり考えているといったところでございます。

大井淳一郎委員 それだったら、市民活動センターは市民活動推進課ですよ。今言っていることと違うんじゃないですか。今、市民活動センターについては答えられて、福祉センターについては答えられないというのはおかしくないですか。福祉センターの細かい中身については聞けないのは一応分かっていますけれども、このオフィスセンターとして市が借りました、これを社会福祉協議会にどのように貸しているかというのは企画課として把握しておかないといけないんじゃないですかね。使用貸借でしょう。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 市民活動センターにつきましては、12月議会におきまして、指定管理者の指定の議案を出させていただいたところでありまして、議決を頂いておったところですので、決定事項

としてお話をさせていただきました。福祉センターと社会福祉協議会につきましては、今、大井委員からございましたとおり、使用貸借という考え方もあるように、9月の委員会の中で、担当課から御説明があったことと存じておりますし、そこに私も同席をしておったという経緯もございます。ですので、私の認識としましても、社会福祉協議会が入居するという認識はございますが、最終的に、使用貸借の契約をどう結ぶのかといったところまでの把握には至っておりませんので、明言は控えさせていただきますところでございます。

大井淳一郎委員 これ以上は深く質問はしませんが、地域職業相談室というのは、これは市が借りるんですかね。これは、また所管が違うと言われればそれまでですが、これについて簡単に説明をお願いします。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 概要で御説明させていただきます。地域職業相談室につきましては、現在、雇用能力開発支援センター、ポリテクと言っているところに今入っています。これにつきましては、まだ合併以前の話なんですけれども、市内にあったハローワークが撤退されるときに、そういった職業、雇用に関する機能を何らかの形で残してほしいというところで、市と労働局との間で話が持たれたと聞いております。そうしていく中で、ハローワークの機能としては、労働局が持たれると。場所の設定や、ハード面等、運営に関する部分については市が負担しましょうと。それで両者が負担する中で、こうした雇用相談に関する機能を残すといったところで、ずっと地域職業相談室が設定されているといったところになります。

大井淳一郎委員 ここでも出てくるんですよ。ハローワークとの協議の中で、この地域職業相談室という箱を市が持つ必要があるのかということがありますよね。福祉センターにも同じことが言えるんですけれども、なぜ市があえて、そういう箱物を、相談室というものをこの施設の中に置かないといけないのかということがありますよね。ポリテクの中に引き続

き置けばいいのかなということも言えると思うんですよ。市がここに置くことで、賃料を35年間払い続けなきゃいけないでしょう。やっぱりちょっとそこが、どうかなと思うんですけどいかがですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 若干所管が違うんですけども、やはり、このたび施設の中には関連が深いといいますか、商工会議所の入居等もございますので、そういった辺りも含めて、今後どこに地域職業相談室があるのかがいいかと考えたときに、こちらの施設の中にあるのも、一つの有力な案と決定がなされたものと私は思っております。

白井健一郎委員 先ほどから説明いただいているんですけど、まだ理解できないので、できれば何らかの機会のときに、権利関係とか法律関係はどうなっているのかということを示していただければ、分かりやすいと思いますので、その点どうぞよろしくお願いします。それから質問なんですけれども、先ほど、市というのは、公益目的の公共性がある建物としてあるわけだからという話もありました。それはたしかに聞こえはいいんですけど、事実、本当にそうなのかなという気もするんです。その点どうでしょうか。細かいところは来週の一般質問でしますけれども、市が公共性を持っているために、この利用団体が、やっぱり広域的な制約を受けるといって、ちょっと抽象的な話になりますけれども、それは本当にあるのでしょうか。具体的に、例えば、昨年6月13日の宇部日報の記事で、藤田市長が、東京の自民党の都市再生促進議員連盟の勉強会に行って説明したときには、市は公有地を出資するだけで利益の配分を受けず、経営にも関与しないことをPRしたとかですね、民間目線にならなければ、官民連携は進まないと説明しているんですけど、先ほどの説明はこの点と矛盾があるような気がするんです。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 このたびのAスクエアの公共性、公益性につきましては、公共施設として四つの機能を設置することが、まず一つの公共性、公益性に当たると考えております。公益性の担保が必

要とよく説明でも言っておりますのは、こちらの土地については、もともと市の資産であった市有地を出資するという形を取っております。その市有地を活用して、単なる民間の収益施設のみが造られるような、そういったことはちょっと趣旨とは変わってくるよねといった辺りをもって、公益性という考え方をきちんと保った上で、事業を進めなきゃいけないと御説明させていただいております、このたびの施設については、繰り返しになりますが、公共機能を含んでおりまして、そちらは十分に公共性を保っておるのではと思っております。

伊場勇分科会長 白井委員、一般質問する、しないは個人の自由なので、別にそこで含みを持たせないように。議事機関としてしっかり質疑をすることが、一番大事な私たちの役目なので、そう理解してください。

白井健一郎委員 質疑はもう一応これで終わります。私の考えを十分分かってくださっているようなので。

大井淳一郎委員 ちょっと家賃に戻りましょう。これは35年間固定なんですか。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 35年間固定ということで伺っております。

大井淳一郎委員 これ固定にするメリットとデメリットありますよね。家賃の坪単価が上がっても、この家賃が固定ならばいいかもしれないし、逆もあり得ますよね。坪単価が下がってもこの額を払い続けなきゃいけない。やはり35年固定ですからね。5年ぐらいなら分かるんですけど、これを協議で35年にした経緯も含めて教えてください。

伊場勇分科会長 35年の固定についての計画ですね。計画については、何度か説明させていただいて、固定についても説明があったかもしれませんが

れども、ここでもう一度確認させてください。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 家賃につきましては、このプロジェクトに、市も当初から関わって進めていく中で、そもそものこの事業の事業計画上も、固定の家賃でいくというところで御提示があったというのが、そもそもの事業のスタートとなりますので、今の収支計画に基づきまして、家賃は固定のものが示されたというのが経緯でございます。

大井淳一郎委員 私、去年まで総務文教常任委員会にいなかったのですが、その前の委員会で説明されていることと重複するかもしれません。私の理解では、当初設定した家賃がありましたが、工事費の増加によって、それが学生寮だけかもしれませんが、家賃に転嫁したっていうような説明があったかもしれません。工事費の増加がこの家賃に増額に転嫁したかどうかですね。まずそこから聞きましょう。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 今の委員の御質問で、資料の家賃坪単価の1万400円という設定がございます。こちらが、このたびの物価高騰反映前は9,353円という坪単価を基に家賃を設定しておりましたので、1坪あたり1,000円ちょっと上がった分ほど、家賃としても増額につながったという経緯がございます。

岡山明委員 基本的な部分を教えていただきたいんですけど、施設面積は、括弧で学生寮の部分を除くとありますよね。そういった状況で、賃借料の料金は決まっているんですけど、この辺どういう考えで、学生寮を除くとあるか、それを聞きたいんですけど。

伊場勇分科会長 学生は学生ごとに契約されるんだと思うんですけども、確認します。

工藤企画課長兼PPP／PFI推進室長 今、伊場会長からもありましたが、

学生のスペースは寮として、学生個人が払われる金額がまた別にございます。こちらの学生寮を除きましたのが、共益費の650円の単価というのを出してありますが、共益費を計算するに当たりましては、学生寮の部分は除いて、除いたところの共用部分ですね。学生寮の建物でいうと、3階から5階になるんですが、そちらを除いた上での各入居者の共用部分、それを基に共益費を算出してありますので、こちらに示す面積としては、学生寮のところを除いたもので御提示をさせていただきました。

岡山明委員 次は賃借料の部分で、市の割合が68.2%という数字が出ますよね。下の部分の施設関係で、残り例えば30%で、今お話した商工会議所、山口銀行、そういう施設関係で占められるという考え方で、そのあと施工費とかの関係があって、ここは今、賃借料だけに関しては約18億円という状況であると。あと残りの、例えば山口銀行と商工センターの部分で、トータルこの18億円と合わせて、施工費とチャラになるという状況なんですか。学生寮の家賃もあるんでしょうけど、それで施工費と大体見合った形になったのかどうか、そういう部分で、実際に市の賃借料が間違いないと。金額的にも、その比率で設定された状況の下で、施工料にちゃんと合ったような金額になっていると、施工料との関わりはどうなりますか。

伊場勇分科会長 施工費プラス管理費とか、運営費とかいろいろあるかと思うんですけど。

工藤企画課長兼PPP/PFI推進室長 家賃の考え方の中に、当然、施工費は入ってくると思っております。ちょっと細かいことを申し上げますと、この月末をもちまして、工事の完了検査等が行われますので、最終的な金額というのは、現時点でまだ確定したものではないというところはございます。ただ、このたび私どもが上げた議案につきましては、債務負担行為ということで、上限額を設定するためのものがございますので、

そういった工事費というものをしっかり織り込ませていただいた上で、これは超えないであろうという上限額を設定するためのものとして上げております。この金額の中には、岡山委員がおっしゃられた施工費の考え方も十分反映させて設定させていただいているものです。

大井淳一郎委員 確認します。市民活動センターの家賃が、月額227万8,000円代なのですが、これって、もしかしたら、次のAスクエア1階、2階の市民活動センターだけでなく、会議室1、2、3、4、5、全部抑えるってことですよ。

工藤企画課長兼PPP/PFI推進室長 おっしゃるとおりでございます。条例上、市民活動センターの機能の中に会議室を含んでおりますので、会議室6室分を含んだ金額となっております。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はございませんか。財政課のほうも入りたいと思います。質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番号2を終わりたいと思います。これからの進め方でございますが、次は審査番号4、5で、続いて3の順番でやろうと思っております。よろしく申し上げます。それでは暫時休憩に入ります。

午前10時59分 休憩

午前11時4分 再開

伊場勇分科会長 休憩を解きまして分科会を再開いたします。審査番号4、総合事務所と選挙管理委員会に関わるのところについて、まずは歳出に係る説明を執行部からお願いします。

麻野地域活性化室長 それでは地域活性化室から、このたびの補正について御説明いたします。補正予算書の28、29ページをお開きください。下

段、2款1項30目厚狭地区複合施設費につきまして、決算を見込み不用額が生じる見込みとなりました予算につきまして、減額を行うものであります。まず、10節需用費の光熱水費につきましては、電気代の高騰を見込んでおりましたが、予想より実績が少なく済みましたので250万円の減額、修繕料につきましては、保健センター1階ホール・廊下の照明器具取替につきまして、入札に係る落札減により123万2,000円を減額するものであります。12節委託料の警備委託料と清掃業務委託料につきましては、入札に係る落札減により、警備委託料を322万円、清掃委託料を230万8,000円減額するものであります。説明は以上でございます。

伊場勇分科会長 続いて市民窓口課お願いします。

梶間市民窓口課長 それでは市民窓口課分について御説明いたします。一般会計補正予算書の30、31ページをお開きください。2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、17節備品購入費の機械器具費を205万2,000円減額しております。これは、市民窓口課に設置いたしましたセミセルフレジ購入による入札減に伴う減額になります。

伊場勇分科会長 歳入のところの説明もお願いします。

梶間市民窓口課長 これに伴う特定財源ですが、予算書20、21ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、13目新型コロナウイルス等感染症対策基金繰入金を歳出と同額の205万2,000円減額しております。説明は以上です。

伊場勇分科会長 続いて選挙管理委員会からお願いします。

亀田選挙管理委員会局長 それでは選挙管理委員会関係について御説明いたします。今回の補正は、県議会議員選挙が終了し、歳入歳出が確定したも

のについて、実績額に応じた所要の減額を行うものです。それでは、予算書30、31ページをお開きください。まず、2款4項3目県議会議員選挙費は432万6,000円を減額し、1,650万1,000円とするものです。減額の主な理由は経費節減及び入札減によるものです。次に歳入についても説明してよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）続いて歳入のほうについてですが、20、21ページを御覧ください。5款3項1目3節県議会議員選挙事務費は316万1,000円を減額とするものです。以上、御審査のほどよろしくお願いいたします。

伊場勇分科会長 歳出に係る説明がありましたので、質疑を求めたいと思います。挙手にてお願いします。

森山喜久副分科会長 28、29ページ、30目需用費で、修繕料123万円は、照明器具費の関係で落札減という話であったと思うんですけど、実際、当初予算ではどれぐらい予定していて、これだけ減ったのか教えてもらえますか。

麻野地域活性化室長 当初予算では163万1,000円を上げておりました。落札につきましては39万8,860円となりましたので、その差額を減額するものでございます。

森山喜久副分科会長 それは当初の見積りが高過ぎたのかどうか、その辺分かりますか。

麻野地域活性化室長 当初予算につきましては、3者から事前に見積りを取りまして予算を立てておりました。

大井淳一郎委員 照明ですが、LED対応ですか。

麻野地域活性化室長 そのとおりでございます。

笹木慶之委員 ちょっとお尋ねしますが、31ページの徴税費の中に機械器具費ということで市民窓口課の予算が組んでありますが、徴税費の支出との整合性はどのように説明されますか。

梶間市民窓口課長 こちらの費目で予算を組んだのは、セミセルフレジは、窓口の証明手数料等、それは戸籍もありますし税関係も行っております。それともう一つは、税等の収納もこのセミセルフレジで行っておりますので、こちらの賦課徴収費で当初予算を組んでおりました。以上です。

笹木慶之委員 そもそも徴税費の性格とちょっとなじまないんじゃないかなと思うんだけど、いいんですか。

梶間市民窓口課長 当初予算のことにはなりますが、その辺を市民窓口課で持っている予算の中で協議をしまして、そのような対応としておりました。

笹木慶之委員 当初で話をしたようですから以上でやめましょう。

松尾数則委員 窓口のゲートを新しく何台設けたんですか。

梶間市民窓口課長 新たに2口窓口を設けた案件でございますか。（うなずく者あり）それはマイナンバーカード専用の窓口を設けたことになりました、こちらとはまた違う案件になっております。以上です。

伊場勇分科会長 そのほか質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは審査番号4番を終わります。暫時休憩とします。

午前11時16分 休憩

伊場勇分科会長 それでは休憩を解きまして分科会を再開したいと思います。

審査番号 5 番の教育委員会の所管部分について、まず、(1) 支出に関わる説明を執行部に求めます。

浅川教育総務課長 教育総務課分を御説明いたします。補正予算書の 48、49 ページを御覧ください。歳出から御説明します。10 款 2 項小学校費 1 目学校管理費、10 節需用費の光熱水費 1,822 万 2,000 円の減額は、実際の利用実績に併せて減額の補正をするものです。同じく学校管理費の 17 節備品購入費の校用器具費 593 万 7,000 円の減額は、小学校の屋内運動場照明器具 LED 化改修について落札減によるものです。次に、3 目学校建設費、12 節委託料の設計委託料 140 万 3,000 円の減額につきましては、本山小学校屋内運動場外壁等改修工事の実施設計業務委託で、落札減によるものです。同じく委託料の家屋調査業務委託料 241 万 5,000 円の減額につきましては、高千帆小学校新教室棟建設後の事後家屋調査業務委託で落札減によるものです。14 節工事請負費 506 万 7,000 円の減額につきましては、高千帆小学校屋内運動場外壁改修工事で、落札減によるものです。続きまして、10 款 3 項中学校費 1 目学校管理費、10 節需用費の光熱水費 632 万 4,000 円の減額は、小学校費と同じで実際の利用実績に併せて減額の補正をするものです。17 節備品購入費の校用器具費 700 万 2,000 円の減額は、中学校の屋内運動場照明器具 LED 化改修について、落札減によるものです。次に、左のページ 48 ページの財源内訳のうち特定財源については、歳入において御説明をします。22、23 ページをお開きください。22 款 1 項 8 目教育債、1 節小学校債の小学校施設改修事業債 780 万円の減額は、屋内運動場照明器具 LED 化改修費の減額による 600 万円の減額、高千帆小学校屋内運動場外壁改修工事費の減額による 510 万円の減額と、トイレの洋式化の財源について一般財源から市債へ財源更正をしたことによる 330 万円の増額を差し引い

たものです。2節中学校債の中学校施設改修事業債650万円の減額は、屋内運動場照明器具LED化改修費の減額による710万円の減額と、トイレの洋式化の財源について一般財源から市債へ財源更正をしたことによる60万円の増額を差し引いたものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

長谷川学校教育課長 学校教育課から、このたびの補正予算の要求について御説明いたします。まず初めに、就学援助事業に関する補正について御説明いたします。補正予算書48、49ページをお開きください。こちらの10款2項小学校費、2目教育振興費、19節学用品費200万円、修学旅行費130万円と、同じページ下段の3項中学校費、2目教育振興費、19節学用品費350万円、修学旅行費340万円は、実績見込みによる減額でございます。次に50、51ページをお開きください。同様に、ページ中段の10款6項保健体育費、2目給食費、19節給食措置費800万円は、実績見込みによる減額でございます。各費目の支給単価及び決算見込額につきましては、別にお配りしております資料「就学援助事業」を御覧ください。上段の「就学援助費支給単価」ですが、本市では、就学援助費の支給単価は、毎年、国の要保護児童生徒援助費補助金事業の単価を準用して決定しており、こちらが支給単価になります。次に、下段の「就学援助費決算額見込み」を御覧ください。こちらは、当初予算額から1月末時点の実績により3月末までの決算見込額を試算し、不用額を確認することで、このたびの補正額を算出しております。備考欄は、予算要求時の単価と決定単価になります。当初、国は令和5年度に単価を増額する予定でしたが、その後増額は据置きとなり、これにより予算要求時の予算単価と決定単価の単価に差が生じておりますので、この差額分も不用額に含まれております。給食措置費につきましては、コロナ禍による経済状況の回復の見通しが立ちにくい状況のため、過去2年間の実績から当初予算を組んでおります。小学校分の当初予算は、児童数の約23%である約720人を見込んでおりましたが、1月末時点で認定率は約21%と前年度を下回り、認定見込数は約64

0人となっており、約80人分の減額としております。中学校分につきましても同様の算出により、生徒数の約26%である約400人を見込んでおりましたが、1月末時点での認定率は約21%、認定見込数は約315人となっており、約85人分を減額しております。就学援助の申請は2月末までとなっているため、現時点で実績見込みによる減額を行うものでございます。続きまして、災害共済給付事業について御説明いたします。50、51ページを御覧ください。こちらの10款6項保健体育費、1目学校保健体育費、18節児童災害共済給付交付金400万円は、実績見込みによる減額でございます。事業概要及び決算見込額につきましても、別にお配りしております資料、「災害共済給付金事業」を御覧ください。災害共済給付金制度とは、日本スポーツ振興センターと、学校の創設者との契約により、学校の管理下において、児童生徒が負傷するなどの災害に対して、医療費等の災害共済給付を行うものです。学校の管理下の災害とは、教育課程に基づく授業中、部活動などの課外指導中、休憩時間中、これは始業前、放課後を含みます。また、通学中などのことを言います。12月までの給付額は約123万円。給付件数は、1月末で小学校198件、中学校158件、埴生幼稚園2件となっております。給付額は、災害の発生状況により異なるため、今年度末までの給付額を考慮し、決算見込額は約250万円とし、不要見込額400万円を減額するものであります。これに係る特定財源の御説明をいたしますので、20、21ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、10節日本スポーツ振興センター災害共済金400万円は、災害共済交付金の減額に伴い共済金を減額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

伊場勇分科会長 続いて学校給食センターお願いします。

和田学校給食センター所長 お手元の資料を御覧ください。当初予算2億6,140万3,000円と、5月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を活用し物価高騰対策として2,539万5,000円を増額

補正した計 2 億 8, 6 7 9 万 8, 0 0 0 円の現予算に対しまして、2 学期までの支出済額 1 億 9, 3 8 3 万 6, 1 5 1 円と 3 学期の各学校、学年それぞれの給食予定日数で算定した支出見込額 7, 5 4 5 万 8, 5 7 3 円の計 2 億 6, 9 2 9 万 4, 7 2 4 円を今年度の支出見込額とし、当初予算と支出見込額の差額 1, 7 5 0 万 3, 2 7 6 円を不要見込額とし減額計上しております。またそれに伴う歳入につきまして、予算書の 2 0、2 1 ページをお開きください。2 1 款 4 項 1 0 節、教育費雑入を 1, 5 1 0 万 3, 0 0 0 円減額としています。この減額の算定につきましては、先ほどの賄材料費の支出見込額から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金の充当予定額を除いた金額に収納率 9 9 % を乗じた金額と当初予算額との差額となっています。学校給食センターの説明は以上です。御審査のほど、よろしく申し上げます。

安藤社会教育課課長補佐 社会教育費に係る補正予算案について御説明いたします。5 0、5 1 ページをお開きください。1 0 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、1 2 節委託料を 4 1 4 万 7, 0 0 0 円減額するものです。減額は 3 件で、計画策定委託料は国史跡周防灘干拓遺跡高泊開作浜五挺唐樋保存活用計画策定業務で 1 7 6 万円の減額、測量調査委託料は山下記念館解体工事に係る測量業務で 8 万 5, 0 0 0 円の減額、家屋調査業務委託料は山下記念館解体工事に係る事前の家屋調査業務で 2 3 0 万 2, 0 0 0 円の減額としています。減額の理由は入札等により執行見込額が減額となったことによるものです。加えて家屋調査業務については、調査対象家屋の面積の減少にもよります。次に、同 1 目、1 4 節工事請負費は山下記念館解体工事で 3 0 5 万 4, 0 0 0 円の減額としています。減額の理由は入札等により執行見込額が減額となったことによるものです。最後に 3 目歴史民俗資料館費、1 4 節工事請負費はロープ式エレベーター更新工事で 4 0 6 万 5, 0 0 0 円減額するものです。減額の理由は入札等により執行見込額が減額となったことによるものです。続きまして、減額した事業についての歳入について、補正予算書の 1 6、1 7 ページをお開きください。1 5 款国庫支出金、1 項国庫

補助金、6目教育費国庫補助金、3節社会教育費国庫補助金、史跡等保存活用計画等策定費補助金を96万6,000円減額しております。22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、8目教育債、3節社会教育市債を650万円減額しております。内訳は山下記念館除却事業債が280万円、歴史民俗資料館整備事業債が370万円となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 中央図書館、お願いします。

増富中央図書館副館長 では予算書の50、51ページを御覧ください。10款教育費、5項社会教育費、2目図書館費、10節需用費、光熱水費134万4,000円の減額は、これまでの実績が当初の見込みを下回ったことから、決算を見込んで減額するものです。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

伊場勇分科会長 それでは歳出に係る説明は以上です。委員からの質疑を求めたいと思います。挙手にてお願いします。

白井健一郎委員 山下記念館と出てきたと思うんですけど、ちょっと私存じ上げないので。市のどこにあるんでしょうか。

伊場勇分科会長 山下記念館の解体のことについてですね。教えてください。

安藤社会教育課課長補佐 山下記念館は厚狭の殿町にございます。昭和8年に建てられた建物です。

伊場勇分科会長 具体的にいいですか。なぜ解体に至ったのかところまで少し説明していただけたらと思います。

安藤社会教育課課長補佐 昭和8年に厚狭小学校の隣接地に図書館が建設され

まして、当時は図書館としての機能を果たしておりました。昭和46年に山陽新幹線が通ることによって厚狭小学校が移転になりましたので、それに伴い昭和47年に図書館が移転しております。それによって図書館としての機能はもうなくなりまして、それ以降は民俗資料館として使う予定ではございましたが、その後は、資料倉庫として使っております。その後まちづくり団体等からも活用の御意見等も上がっておりますが、建物の老朽化等もございまして、このたび解体ということで決めさせていただいております。

白井健一郎委員 二、三年前に一度開館しているときに見学したことがあります。

松尾数則委員 中にいろいろな文化財とかいろいろなものが入っていたと思うんですが、そのあとの資料はどこに持って行かれるんですか。

安藤社会教育課課長補佐 解体前には館内に残されている資料については、きちんと整理をいたしまして、残すべきものは青年の家に運ばせていただいております。

大井淳一郎委員 これも以前出たかもしれませんが、現時点で解体後の跡地の活用について何か方針はありますか。

安藤社会教育課課長補佐 市有財産活用検討委員会に2月にお諮りしまして、売却の方向で方向性は示されております。

森山喜久副分科会長 山下記念館の関係で、家屋調査業務委託料が230万円減っていますよね。その中で、入札減と面積の減少という説明があったと思うんですが、その辺詳しく教えてもらえますか。

安藤社会教育課課長補佐 御説明にありましたとおり、入札減に伴うものと、

あと事前家屋調査で各家屋に聞き取りを行った際に、家の中までは結構ということで、中の面積分が減額となっております。

笹木慶之委員 あえてお尋ねしますが、山下記念館の建物については、このような対応ができましたが、そもそも山下記念館の土地は山下さんが寄贈されたものじゃないでしょうか。それは御存じですか。

安藤社会教育課課長補佐 はい、よく存じております。

笹木慶之委員 そうすると、今の土地の所有者は市なんですか。

安藤社会教育課課長補佐 はい、市でございます。

笹木慶之委員 そうすると山下さんが土地を含めて、市に寄贈されたわけですね。お尋ねします。

安藤社会教育課課長補佐 はい、そのとおりでございます。

笹木慶之委員 そのことについては既に了解事項ですね。

安藤社会教育課課長補佐 山下美代蔵さんという方が、当時、息子さんが亡くなられて、御下賜金を当時の山陽町に寄附をされて、そのお金で建設されております。山下さんの御子孫さんが厚狭にお住まいで、先ほど白井委員もおっしゃったように、思い出図書館という、最後に皆様にもう一回、中を見ていただくという企画を2年前にしましたけれども、その際に山下さんの御家族もお越しになられまして、美代蔵さんと一緒に記念写真を撮られたりして、とてもその辺りはきちんと整理をなされたとは私は認識しております。

笹木慶之委員 重要な案件ですから、よく確認した上で処理されたということ

で、一応確認させてもらいました。

伊場勇分科会長 そのほか教育委員会の中で質疑はございますか。

岡山明委員 就学援助事業という別紙があるんですけど、その中で就学……

伊場勇分科会長 就学援助、資料のことについてですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 資料が提出されておりますね。就学援助の中で修学旅行の費用が今回減になっているんですけど、新型コロナウイルス感染症の関係で、マイナスになっているのか。どういう事情で修学旅行の金額が落ちているか、その辺教えていただきたいんですけど。

三藤学校教育課主査 今回の減額につきましては、まず一つ目は、支給単価の差額によるもの、そして、もう一つが、認定率の減少による減額というものになります。実施自体は、全ての学校が修学旅行を実施しております。

大井淳一郎委員 就学援助事業の資料に基づいて、令和5年度の就学援助費支給単価と決算額見込みがあります。その中の給食費ですが、これ以前、予算委員会の中で、給食費の就学援助については一度親に渡したけれども給食費が未納になってという問題点を指摘することがありました。その点、その後改善されたと思うんですが、現在の状況を教えてください。

和田学校給食センター所長 令和5年度から全額現物給付として、直接学校給食センターの給食費として頂いております。

大井淳一郎委員 確認ですが、給食費分を差し引いた残りを親に提供するという理解でよろしいですね。

大江学校教育課学務係主任 給食費を差し引いた分を保護者の口座にお支払い
しております。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はないでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）
それでは質疑がないようなので、審査番号5番を終わりたいと思います。
それでは、午前中の分科会の審議はここで終わりたいと思います。午後
は1時から、協創部について資料が出ておりますので、またそれも踏ま
えて審査をしていきたいと思います。それでは午後1時まで休憩といた
します。

午前11時50分 休憩

午後1時 再開

伊場勇分科会長 それでは分科会を再開いたします。審査番号3、協創部に係
るところについて審査いたします。まず、歳出に係る説明を執行部から
求めます。市民活動推進課からお願いします。

河上協創部次長兼市民活動推進課長 それでは、令和5年度一般会計補正予算
第11回、市民活動推進課分から説明させていただきます。補正予算
書、歳出の28、29ページをお開きください。2款総務費、1項総
務管理費、20目自治会活動推進費、18節負担金、補助及び交付金
の自治会事務費補助金を190万円減額するものでございます。これ
は、自治会事務費のこれまでの交付実績を勘案したものであります。
これによりまして自治会事務費、当初予算は6,091万1,000
円から5,901万1,000円となります。続きまして同款同項2
1目市民活動推進費、17節備品購入費の庁用器具費を800万円減
額するものでございます。これは、令和6年4月1日に供用開始を予
定しております山陽小野田市民活動センターの備品購入について、入

札減が生じたので、これを減額するものでございます。続きまして同款同項23目地域交流センター費、10節需用費の光熱水費を745万円減額。同日17節備品購入費、機械器具費900万円を減額するものでございます。光熱水費の減額は、昨今の物価高に伴う電気代の高騰を鑑み、本年度の地域交流センターの光熱費の予算額を増額させて頂いたところでございますが、見込みほど値上がりしなかったことから、今年度、これまでの電気使用量の実績を踏まえ減額するものでございます。また機械器具費は、須恵、高千帆地域交流センターのエアコンの購入及び赤崎、高泊、高千帆コミュニティー体育館のLED照明の購入費に入札減が生じたので、これを減額するものであります。なお、これに伴う歳入は22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目総務費、1節総務管理費、地域交流センター整備事業債、910万円を減額するものであります。市民活動推進課分の説明は以上でございます。

伊場勇分科会長 続いてシティセールス課からお願いします。

村田シティセールス課長 それではシティセールス課分について御説明いたします。このたびの補正内容は2件あります。まず一つ目はサポート寄附、いわゆるふるさと納税に関する減額補正です。参考資料としてA4横の資料「ふるさと納税の実績」をお配りしています。まずはこの資料を御覧ください。サポート寄附の予算につきましては、当初は、昨年度の実績を参考にして、1億3,000万円の寄附を想定して予算立てをしていました。6月にふるさと納税自動販売機設置のため増額補正により1億4,250万円としました。12月議会において、3,000万円の増額補正を行い、寄附額を1億7,250万円としていました。2番、直近のサポート寄附額を御覧ください。今年度の寄附の状況は、寄附額増額を牽引する返礼品を新商品としてラインアップしたこともあり、上半期の4月から9月の全ての月で、前年同月の、寄附額を上回る寄附を集めることができました。特に9月の寄附額は前年同月比で、約400%

の寄附を集めています。これは、総務省がふるさと納税に係る経費を50%以下に抑えることを厳格化する方針を打ち出したため、9月に駆け込みの寄附が発生したことに起因するものです。さらに12月に例年どおり駆け込み需要があることを見越して、12月議会で増額補正予算を可決いたしました。結果的に総務省の基準改正に対応するため、寄附額の値上げを行ったことが大きく影響しまして、3月の予測値が想定を下回ることとなったため、返礼品の調達や発送等に係る経費及び寄附の歳入額を減額補正するものです。また、裏面に参考資料として昨年度と今年度の返礼品注文数、寄附額のトップテンを掲載していますので、後ほど参考に御覧ください。次にふるさと納税自動販売機設置事業についての減額です。当事業は6月議会において御承認頂きました事業です。事業の概要としましては、本市に所在するゴルフ場にふるさと納税自動販売機を設置し、市外からの来場者によるふるさと納税の促進を図り、自主財源の確保を目指すものです。これまでシティセールス課の職員と自動販売機の設置事業者と一緒に6場全てのゴルフ場を訪問させていただき、自動販売機の設置について協議してまいりました。しかしながら、この自動販売機につきましても資料に記載してありますが、総務省の基準改正により、これまで50%以下であった手数料が55.48%になり、手数料50%以下とする対策が必要となりました。このため、寄附額の調整や設置事業者と設置に係る費用の減額交渉などを行いましたが、50%以下にすることができないと判断し、自動販売機の設置につきましては中止することとしました。これにより、寄附額1,250万円を見込んでいた歳入及び歳出を減額補正するものです。以上のことから、歳出ですが、補正予算書の26、27ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、10目地域振興費についてです。寄附額は1億7,250万円を想定していますが、この予算額より4,250万円の減額となります。寄附額の減額に伴う経費減額の内容につきましては、2款総務費、1項総務管理費、10目地域振興費、7節報償費、報償金839万8,000円の減額、これは返礼品代と送料に係る経費です。11節役務費、手数料638万円の減額、これはサイト利用料と自動販

売機設置事業者への支払いに係る経費です。12節委託料、サポート寄附業務委託料165万円の減額はサポート寄附の事務委託事業者への委託料に係る経費となります。次に歳入ですが、21ページを御覧ください。歳入は、12月の補正後1億7,250万円の寄附額を基金に積み立てることとしていましたが、これを4,250万円減額し、1億3,000万円にします。次に9ページをお開きください。自動販売機の設置が5年間となるため、令和10年度までの負担行為を設定していましたが、自動販売機の設置を中止するため債務負担行為を廃止いたします。次に補正内容の2件目です。再び、補正予算書の26、27ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、5目広報広聴費、10節需用費、広報紙にかかる印刷費を400万円減額いたします。これは落札減によるものです。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

伊場勇分科会長 文化スポーツ推進課からお願いします。

原田文化スポーツ推進課長 続きまして文化スポーツ推進課分について説明します。補正予算書の28、29ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、25目市民館費、10節需用費の光熱水費として50万円を減額補正し、補正後の市民館費の歳出総額を2,178万3,000円とするものです。これは、昨今の物価高に伴う光熱水費の上昇率、特に電気代の高騰に伴い、昨年度は増額補正を要求することとなったことから、令和5年度当初予算編成時に、施設の光熱費については一律令和3年度決算額の1.8倍を要求したものの、実際はそれほど費用がかからなかったことから、現在までの実績額に応じ減額するものです。続きまして、同じページ内にある2款総務費、1項総務管理費、26目文化会館費、10節需用費の光熱水費として259万4,000円を、12節委託料の施設管理委託料として241万3,000円を減額補正し、補正後の文化会館費の歳出総額を7,171万9,000円とするものです。このうち光熱水費につきましては、先ほど市民館費で申し上げた

理由のとおりです。施設管理委託料につきましては、文化会館管理業務の落札減に伴う補正となります。続きまして、同じページ内にある2款総務費、1項総務管理費、27目きららガラス未来館費、10節需用費の修繕料として、365万4,000円を減額補正し、補正後のきららガラス未来館費の歳出総額を4,353万8,000円とするものです。これは、きららガラス未来館で今年度実施した修繕業務、具体的には浄化槽の老朽化及び塩害に伴う制御盤及びばっ気用ブロワーの更新、並びに館南面鉄製窓枠修繕工事及び外壁塗装工事に係る落札減に加え、当初予定していた屋外キュービクルの屋根の修繕については、令和6年度に屋外キュービクル全体を更新することとしたことから、不用となった額を減額するものです。最後に、同じページ内にある2款総務費、1項総務管理費、29目スポーツ施設費、17節備品購入費の機械器具費として、3,476万9,000円を減額補正し、補正後のスポーツ施設費の歳出総額を1億4,436万9,000円とするものです。これは、さきの12月議会において、物品の購入について審査していただきました市民体育館アリーナ照明器具108台を水銀灯からLED灯に交換する際に行った落札減に伴うもので、1月下旬に器具の設置が完了したことから減額するものです。それでは、補正予算書の22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債のうち、市民体育館整備事業債として、3,480万円を減額し、補正後の市民体育館整備事業債の額を2,470万円とするものです。以上、このたびの補正につきましては、決算を見据えた処置となります。説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

伊場勇分科会長 執行部からの説明が終わりましたので歳出、特定財源に係る質疑を求めたいと思います。挙手にてお願いいたします。

大井淳一郎委員 それでは自治会事務費の補助金についてお伺いします。防犯外灯や防犯カメラについては交付申請がなかったから少ないということは理解できるんですが、自治会事務費が減額になった要因をもう少し詳

しく教えてください。

竹森市民活動推進課市民活動係長 自治会事務費につきましては、毎月の世帯数をベースに計算します。その世帯数による増減があるので少し毎年多めに取っておりますので、その分変更が生じたというものでございます。以上です。

大井淳一郎委員 それでは世帯数が減ったということが大きな要因ということですね。

竹森市民活動推進課市民活動係長 委員のおっしゃるとおりです。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はございますか。ほかの課でも結構です。

大井淳一郎委員 シティセールス課についてですが、サポート寄附で12月では、10月の改正を受けて増額補正はちょっと厳しいんじゃないかなということを指摘させていただいて、実際にそのように厳しかったんです。あのときは、増額補正で大丈夫ですよって一旦言ってみたものの、実際3月は、当初予算に戻すことになりました。この要因というか、思ったよりちょっと見込みが厳しかったと見ているんでしょうか。これについてお答えください。

村田シティセールス課長 減額の一番の要因は、やはり総務省の基準改正により寄附額を値上げしたことです。改正による対応として、本市が寄附額を値上げしたことが大きな原因となります。このふるさと納税の5割ルールについて少し説明させていただきます。ふるさと納税に5割ルールがあるんですが、ふるさと納税の募集に要する費用だとか、返礼品代、送料、事務委託料など、こういったふるさと納税に係る経費を5割以下にしなければならないというものです。これが総務省によりまして10月から5割ルールが厳格化されました。寄附金に関する受領証の発行事

務費用であるとか、ワンストップ特例に関する申請書の受付事務費用、職員の人件費とかそういったものは対象外でしたが、このたび全て対象となりました。本市はこれまで、5割を少し切るくらいの経費でずっと推移してきたのですが、このルール変更によりまして、5割を超えてしまいました。このため寄附額を増額させるとか、寄附額に対する返礼品の割合を下げるとか、そういった対応が必要になってきました。結果、本市は寄附額を増額して経費が5割以下になるように調整いたしました。これによりまして、本市の主力商品であります1万円以下の寄附額の返礼品にお得感がなくなって、寄附額が減少したということが一番大きな原因ではないかと考えております。

大井淳一郎委員 12月補正のときは、5割ルールのことにも指摘させていただいて、それを踏まえて何とかこの増額補正でいけるといふ答弁だったと思うんですが、そこは違うんですか。

村田シティセールス課長 私たちが想定する以上に、1万円以下の商品の値上げが響いてきたというところがございます。

白井健一郎委員 28ページの市民館費、文化会館費ですけれども、光熱水費が50万円、260万円と減っているんですけども、コンサートとかイベントとかそういうものはちゃんと埋まっているんでしょうか。私、音楽とか好きなので、よく文化会館のホームページなんか見て、今週末やっていたら行こうとか思うんですけども、あまり最近やっていない気もするんですけども、その辺の感覚というのはどうでしょうか。

山本文化会館長 コロナ禍の状況から大体现状に戻りつつある状況でございます。令和4年度はそうは言いましても、貸し館も含めてまだ少ない状況でございました。今年度につきましては先ほど申し上げましたように通常どおりの営業に戻りつつあるということで、貸し館数も増えている状況でございます。あわせまして、当館は自主文化事業というものを行っ

ております。これにつきましても例年どおり開催しているという状況で
ございます。

伊場勇分科会長 そのほか質疑はありませんか。

岡山明委員 ふるさと納税の自動販売機事業、今回は中止という状況ですよね。
今現在その自動販売機の設置場所というか台数はどのぐらいあるんです
かね。

伊場勇分科会長 まだ設置していないという認識ですが、その辺も説明してく
ださい。

村田シティセールス課長 まだ設置していなくて、契約もしていません。

岡山明委員 契約してないという状況で、これが中止という状況で、もう設置
しないという状況ですよね。

村田シティセールス課長 そうです。

岡山明委員 今年の1月1日の広報の中には自動販売機設置者募集という記事
が入っているんです。広報に自動販売機設置者……（発言する者あり）

伊場勇分科会長 ふるさと納税自動販売機の設置はまだ行っていないというこ
とですね。契約もしていませんし、やろうとしたけれども10月に改
正があって、もちろんその経費が自動販売機の業者の方と折衝がつけば
進んでいるのかと思いますけども、それがうまくいかなかったというこ
とは、寄附した人が不利になる状況になってしまう、それはよくない
ということでこのたびは廃止したと受け止めております。

大井淳一郎委員 私は総務文教常任委員会にいなかったんで多分重複すると思

うんですが、この設置事業をする際に当たって、各ゴルフ場と設置について事前に何か協議はされたんですかね。

村田シティセールス課長 6月補正で承認いただきまして、そこからシティセールス課の職員が6場全て回って御説明をしたところでございます。そのときに、ちょうど総務省からそういったルール改正の通達がありました。

大井淳一郎委員 説明に回ったとき、ゴルフ場は設置については前向きだったんですかね。

村田シティセールス課長 2場が前向きに検討していただいております。

大井淳一郎委員 2場は前向きだったけれども、実際この改正を受けて調整したけどうまくいかなかったので設置には至らなかったという理解でよろしいですね。

村田シティセールス課長 そのとおりです。

森山喜久副分科会長 市民活動推進費で備品購入費、庁用器具費用の給付費で800万円減っているのは、落札減という話だったと思うんですけど、当初予算と比べてどれくらい減だったのか教えてもらえますか。

西崎市民活動推進課主幹 落札率とは、ちょっと違うんですけども、予算額が約2,437万7,000円です。それに対して市民活動センター関係の契約額が、1,328万8,000円という結果でございました。以上です。

森山喜久副分科会長 当初予算を立てるときに、どういう形で予算の組立てをされたんですか。

西崎市民活動推進課主幹 予算のときには当然見積りを取りまして、それをベースに予算化させていただいております。まだ建設中でもありますし、こういった物品を入れるかということも、いろいろ検討する最中でしたので、少し多めの予算にさせていただいております。以上です。

笹木慶之委員 29ページのスポーツ施設費の中で、器具備品費の関係について、3,476万9,000円の減額が出ていますね。未執行の補正が出ていますが、これはほかのこととの関連でどうなっているんですか。こんなに金額が減ったんですか。

三浦文化スポーツ推進課課長補佐兼スポーツ振興係長 先ほどの市民活動推進課の説明もありましたが、当初予算でLED照明器具の購入を要求しておりました。予算額が5,951万9,000円のところ、契約額が2,475万円で契約し、LED照明器具の設置が完了しましたので、落札減の金額であります、こちらの3,476万9,000円を減額するものです。

笹木慶之委員 通常の事業のもくろみとすれば、かなりの減額が起こっていますが経費が節減できるということはいいことなんだけど、こういう現象面はどのように受け止めますか。

原田文化スポーツ推進課長 こちらの事業につきましては、電気技師と相談の上、うちの職員が予算額の見積りを取らせていただいた額でございまして、当初は昨今の物価高も含めて、多少多めにとは思っているんですけども、それでも実際に落札した業者の価格を見ると、かなり乖離があったとは感じております。

伊場勇分科会長 その原因は何なのかっていうところなんですけど、これ乖離し過ぎているような気がするんですよ。そこは安けりゃいいという話じ

やなくて、予算を立てる上で、どうなんですかという質問だと思うんですね。

笹木慶之委員　だから私が聞いたのは、通常の事業をする取組の姿勢は、やはりもくろみをきちんと計算されていなかったのではないかと思えるわけです。その場合、他のLED照明の取扱いについての事例と比較したときに、本当にこれなのかという思いがあるわけよ。とすれば、予算要求がおかしかったんじゃないかということになるんで、財源手当を見てみると起債事業ですよ。だからあえて聞いているわけ。

篠原協創部長　まずもってこのLED照明は、備品購入になるんですけど、工事請負費とか、あるいは委託のように積算して金額が求められないという点が一つあります。ということで、予算編成時は一般的には数社の業者から予算編成のために見積もっていただいた金額をもって、その平均で予算額を計上しております。実際は、入札に基づく契約になりますので、そこで価格競争が起きてこのような事態になったと。安く契約できたということになります。以上です。

大井淳一郎委員　入札するに当たって、見積りを見てそれを基準にするわけじゃないですか。ところが落札したのがこれだけ乖離があるということは今皆さんが指摘しているということは、その見積りの設定がおかしいんじゃないかということだったと思うんですよ。だから何のための見積りなのかということですよ。見積りで5,000万円ぐらいかかりますよというところが、2,000何百万円しかなかったということでしょう。そこですね。

原田文化スポーツ推進課長　これにつきましては、今年度からLED化というのが本格的に始まっております。当初の見積りを取った課は、全庁的に統一でやるということで、企画課が一度、一元化して、業者から見積りを取っておりました。実際は各課で要望することになりまして、その際

に、工事費なのか、備品購入費に充てるのかという協議の中で最終的に本市は備品購入という形を選択したところでは、その際にあったのが、工事費は工事単価が決まっております、こちらの価格がかなり上昇しておった中で、どちらになるか分からないというところもあったので、予算編成時、業者の見積りに頼るところで出したところ、最終的には、価格競争が働いた結果、その業者より半額近いものが軒並み工事費で起こったのかなと承知しているところでございます。ですので、多分今回LED化したところは軒並みかなり減額しているかと思っております。これは来年度以降に向けては、この備品購入というやり方が定着しておりますので、いわゆる納入していただく業者に見積りが取れて、近似値というか、近い額が当初予算で要求できつつあるのかなと思っておりますので、今年度は特に過渡期であったと承知しているところでございます。以上でございます。

笹木慶之委員　これ当初予算のときには具体的に言いませんでしたが、私自身が疑問に感じたのは、やっぱり器具備品が器具を購入するのか、工事費なのかということは、私自身もよく分からなかった。状況を見たときに、今後のLED化があるじゃないですかね。やっぱりこれはいろいろな事例が出てくるので、あまりにも事業見積りが曖昧じゃないかと指摘しました。だから、あえてその補正のことで申し上げました。やっぱり今後についても、的確な見方をしていかないとこのような状況がまだ起こってくるということを申し上げておきたいと思っております。ひとつ取組をよろしくお願ひしたいと思っております。

白井健一郎委員　先ほどの文化会館費の続きなんですけれども、先ほどの答えではコロナ禍の後、日常が戻ったというお話でした。例えば、インターネットで今年の2月を見てみると、大ホールが使われたのが1回だけなんですよ。2月の一か月の中で、市がやったというよりは市の文化協会が主催した若い世代に音楽を楽しませようというイベントそれ一つだけなんですよ。それについてどう答えますか。

山本文化会館長 当館のホームページのスケジュールのことと思うんですけども、これにつきましては貸し館のうち、市と共催とか、後援とか、そういった事業を掲載しているものです。たしかに2月は貸し館が少ない時期ではございますが、先ほど申し上げましたように、貸し館につきましては増えている状況ということは変わりございません。主催事業につきましても、今年度につきましては、通常どおり行っているという状況でございます。

白井健一郎委員 市民の代表からしてみたら、そんないいかげんな発言されたら困るんですよ。大ホールを使っているのは一月に1回ですよ。これでちゃんとやっていると言えるんですか。

山本文化会館長 繰り返しになりますが、市の主催事業のほかに、貸館については共催とか後援とか、そういった事業をそのスケジュールで掲載させていただいております。ですので、貸し館があってもスケジュールに載ってないものというのがございます。以上でございます。

白井健一郎委員 具体的に2月の何日に何があったかっていうのを幾つか挙げてもらえますか。

山本文化会館長 申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、口頭では申し上げることはできません。

伊場勇分科会長 その実績については、1月、2月の実績については、多分調べたらすぐ分かると思うんですよ。それについてどうですかという委員の質問なので、それを調べて教えていただいているいいですか。ちょっと時間がかかるかと思いますが、それはそれとして、ほかの質疑を受けたいと思います。

岡山明委員 もう一度サポート寄附の分で確認したいんですけど、先ほどお話が出て、金額的に49.9%から基準の改正ということで55.48%と約6%の上昇です。寄附の金額を上げてという状況で、昨年の10月、11月、12月で6割という状況だったんですけど、逆に返礼品の額を下げるという考え方はなかったんですか。寄附金を上げるんじゃなくて、返礼品の価格を下げてトータルとしては一緒という対応はなかったですかね。

村田シティセールス課長 今おっしゃられた49.98%が55.48%に上がるというのは、ふるさと納税自動販売機のことです。ですから自動販売機は始めておりませんので寄附額には関係ないです。

岡山明委員 今回ふるさと納税自動販売機が6%なんですけど、それまでのふるさと納税の分が上がっていますよね。あれは何パーセント上がるんですかね。

村田シティセールス課長 ふるさと納税全体に関しましては、先ほど御説明しましたように、いろいろな経費が厳格化されて、50%を超えてしまいましたので、その分は寄附額を上げて50%以下に調整しております。

伊場勇分科会長 寄附額を上げて50%に調整した結果1万円以下の魅力がなくなったら若干そこにはかなり影響が出ているよという説明が先ほどありましたね。

岡山明委員 例えば、今までだったらどうなりますか。今まで例えば1万円あった状況の中で、今回、もう50%超えちゃいけないと、輸送代とかも全部ひっくるめて50%にしなさいと。そういう状況になれば、返礼品の額が下がるという状況になりますよね。そういう状況で進める以外はないということですね。

村田シティセールス課長 寄附額を上げるか、返礼品は寄附額の30%にしているんですが、その30%の率を下げるかどちらかになろうかと思いません。

伊場勇分科会長 これ情勢的にやっぱり9月まではすごく寄附額が上がっていった、僕もそうなるのかなと思っていたんですけど。情勢的にどうなんですか、全国的にやっぱり落ちているんですか。

村田シティセールス課長 全国的にも12月の駆け込みというのは落ちてはいるんですが、やはり本市のふるさと納税の返礼品の構造上、ほかの市よりもかなり影響を受けております。詳細に説明させていただきますが、大体返礼品の諸経費というのはまず、返礼品が30%、それから事務手数料が、うちはJTBに委託しているんですが事務の手数料が12%くらいです。そして、あと送料がかかってまいります。この送料は、通常は重さとか、距離とか、大きさとかそういったので決まるので寄附金額で決まらないんです。となると、1万円の寄附金額の商品であれば、送料が1,000円かかる場合に、経費として10%かかってしまいます。2万円の寄附額の商品であれば同じ1,000円でも5%になります。うちの商品は1万円以下のものが主力商品としてありますので、今回の厳格化によって、1万円以下の商品の経費が50%を超えてしまいました。それがあったので、1万円の寄附額につきまして値上げをせざるを得なかったのですがそれが響いて寄附額が減ってしまったということになりました。

山本文化会館長 今確認してまいりました。やはりホームページには共催や後援の事業しか載せてないようでございます。そのうちお客さんが入る事業のみ掲載しているということでございました。2月につきましては、2月3日、4日は市のPTA連合会の研修会がございました。2月10日につきましては、文化協会のグランフィルコンサートがございました。

1月につきましては、1月7日に成人式、1月13日、14日に宇部高専の吹奏楽団の大会、次に1月の21日、22日につきましては、t y sのピアノコンクールの予選会、次週27日、28日につきましては、同じくt y sのピアノコンクールの本選の大会があったという状況でございます。以上でございます。

松尾数則委員 ふるさと納税の自動販売機の制度について、どうも釈然としないところばかりなものですから、もう一度お聞きしたいんです。これは市の方針として、「ゴルフのまち」ということで、議会も、基本的に推していましたし、そういった流れで来て、最終的には、総務省の関係で中止します。それでいいのかなと思っているんだよね。今回の流れは、いい方針だと思っていますし、世の中の流れから中止しますという流れで本当にそれでいいのかという気がしているんですが、執行部の意見をぜひとも聞いてみたいなと思っています。

村田シティセールス課長 ゴルフ場に限らずなんですけど、自動販売機については現地型のふるさと納税と言うんですが、外から本市に来ていただいて、その場でふるさと納税をしてその場で商品が使えるといったものが現地型のふるさと納税となります。今回自動販売機については、御説明したように難しかったところがあるんですが、この現地型のふるさと納税っていうのは、今までインターネットを活用する従来のふるさと納税とは別の、現地に来ていただいて寄附していただけるという別の層のお客様を取り入れることができるようになりますので、うちとしても現地型のふるさと納税っていうのは導入していかなければならないと考えております。自動販売機は難しかったんですが、その自動販売機に代わる現地型のふるさと納税というものは検討しているところでございます。それは来年度の予算の審査で御説明させていただきたいと思っております。

松尾数則委員 ぜひとも頑張ってもらいたいなと思っています。よく高速道路なんかで販売するとか、そういう話を聞いておりますので、もっと有効

に使う手段はまだまだあるような気がするんですね。よろしくお願
い
します。

伊場勇分科会長 令和5年度については、今回残念ながらできませんでしたが、
その経験を生かして、新しい仕組みを導入しようという、予算のときには
またそれについてしっかり審査していければいいなと思います。ほか
の質疑はいかがでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）それでは
以上をもって審査番号3については質疑を終えたいと思います。本日の
審査については以上となりますので質疑を閉じます。そして一般会計総
務文教分科会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時46分 散会

令和6年（2024年）2月28日

一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会長 伊 場 勇